

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成24年 3月27日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 4 年 3 月 2 7 日  
午前 1 0 時 0 0 分 開会  
午後 2 時 4 8 分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 柏 木 剛   |
| 副 委 員 長 | 久 米 啓 右 |
| 委 員     | 森 上 祐 治 |
| 委 員     | 原 口 育 大 |
| 委 員     | 阿 部 計 一 |
| 委 員     | 印 部 久 信 |
| 委 員     | 熊 田 司   |
| 委 員     | 蓮 池 洋 美 |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦 |
| 議 長     | 楠 和 廣   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 川 欣 士 |
| 次 長     | 阿 閉 裕 美 |
| 課 長     | 垣 光 弘   |
| 書 記     | 船 本 有 美 |

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会報告会のまとめについて…………… 3
2. 議会基本条例制定について…………… 2 1
3. 視察研修について…………… 6 2

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成24年 3月27日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時48分)

○柏木 剛委員長 一つ目は議会報告会のまとめを行いたいと思います。

二つ目は、議会基本条例の制定ということで、これについていろいろとこの具体的などころまで入っていきたいと思ってます。

最後に三つ目、視察研修、4月24、25日に予定してます視察研修についてももう少し内容的なことについて触れたいと思います。

余り長時間も何ですので、きょう大体3時ごろの見当で進めたいと思ってますので、ひとつ御協力、よろしくお願いします。

それでは、議事の1番の議会報告会のまとめについてという部分のほうに入ります。

お手元の資料で、議長に対する第2回議会報告会実施報告と次回開催に向けての提言ということで、この資料をごらんいただきたいと思うんです。

前回の2月24日にもちょっとこの辺のお話させてもらったんですけども、改めまして、御意見参考にしまして、こんな格好で出そうかと思ってますが、まず1番、議会報告会のまとめの資料としましては、アンケートのまとめ。これはこの前お渡ししたものです。参加人数とかあるいはいろいろとアンケートの問いかけに対する回答の様子。それから個別のアンケートの個別意見、この辺を一式まとめましてアンケートのまとめとしたいと思います。

2つ目は、議会報告会での質疑ということで、5会場で各記録員さんに出してもらった分について、これも前回見ていただいたとおりです。これを添付しまして、3つ目の資料が、本日初めてごらんいただく資料ですが、意見・提言・要望・質問のまとめということで、これをお手元のほうのA4の横書きですけども、5ページにわたって書いております。

こういう格好で、提出してはどうかというふうに考えておりますので、いろいろ御意見いただきたいと思います。

その前に一つだけ、こういうA4の資料でここに横書きの資料1枚だけあるのちょっとごらんいただきたいんですが、これは実は前回にも久米副委員長のほうから出てきました住民投票を無視してきたということについて、改めて記録者の蛭子委員さんのほうから、もう少し加筆してもらった分です。こんな格好で訂正したいというふうにお話がありまして、これでどうかということで、私はこれこんな格好でいいんじゃないかということで、参考までにお配りしております。

前は「住民投票無視してきた」だけだったので、これについては特に司会者の指名もなかったしというような話があって、もう少しこのあたりは補足する必要があるかなということで書いてもらったのがこれです。これに関しては、どんな感じ、いかがでしょうか。

こういう記録を残すのを5会場の記録を残すという意味で、こういう記録を残すということとなるんですが、一応これを確認したいと思うんですが、何か御意見ございましたら。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長      この様式で、委員長の考えはどないなんですか。報告に入れるん。

○柏木 剛委員長      はい、報告に入れるということで。報告といいますか。

これは記録として残すという意味です。5会場の記録者が書いてきた記録として残すということで。

報告書の中の一式の中には入ります。

5会場の記録者の記録ということで入ります。

○久米啓右副委員長      公式に、この発言は余り取り上げる必要はないと思うんですけども、ほかの委員さんの意見を聞いていただきたいと思います。

○柏木 剛委員長      ということですが、いかがでしょうか。

何か御意見ございますか。

取り上げる必要はないんじゃないかという話。

森上委員。

○森上祐治委員      きょうの資料の中で、この3名の名前が出ておるの、これやな。

○柏木 剛委員長      その一番下のところです。川原という川原さんのところの項目。

これは前回話がでましたね。これは1行だけ住民投票無視してきたということに対して、ちょっとこの内容がわからないし、具体的に司会者の指名を受けてやったんじゃなくて、最後のほうでわさわさとした中で出てきた発言なんで、もう少し補足が必要じゃないかというふうな久米副委員長からの話で、蛭子委員の記録者のほうに直してもらった分です。

5会場の記録者から出してもらった記録の中の一つです。

○森上祐治委員      そうですか。わかりました。

○柏木 剛委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      まとめをさせていただいた者として、これは資料の中の3つ出てうちの一つですね。

リアルなものとそれから、きょう出てる3番目のものがこの第2回議会報告会ということで、この発言者の名前を削除したものです。

だから、この意図としては、司会がうまくいなくて混乱したような模様もかなりあったというようなことが、前回出たかと思うんですよ。そういうリアルなものを残すものとして、書いてただけであって、この提出されるべき資料の中のそういう参考資料というようなリアルなものという意味合いでありますので、これはこれで出しておいたほうがいいと思ひまして、報告者として書いていただきます。

○柏木 剛委員長      わかりました。そういうことなんですが、別に僕らも記録者として、こう考えたということで書いたものであって、別に正式な進退数報告書中にはここからは入ってませんが、そういう位置づけですので、あくまで、記録者の最上といいますか理解に任せてあるということですが、それに対して久米委員どうでしょうか。

久米委員。

○久米啓右副委員長      記録に取り上げたということなんですが、この確認しますが、意見・提言・要望・質問のまとめの一番最後の用紙の、議会改革という枠組みの中の一番下ですね、上から言えば8行目、住民投票否決された議員は財政状況を把握してるのかということ、ここに入ってるんですか、この住民投票否決されたという。

○柏木 剛委員長      これは、私がつくったんですけど2つぐらいのことを1つにして、もう独立して住民投票否決されただけではわかりにくいんで、あえてそれとくっつけて議員は財政状況を把握してるのかという、同じニュアンスかなということで、これは入れます。

久米委員。

○久米啓右副委員長      財政状況については、登里議員が司会してて、道上さんに指名して発言をした中に入ってたかと思ひます。住民投票否決に関しては、もう終了しますと言ったときに、ほとんどやじみたいなので、やじまでを一々取り上げてたら切がないと思うんですね。その辺は、はっきりと議会報告会の姿勢として一線を示すべきかと思ひますけども。

○柏木 剛委員長      今の件についてはどうでしょうか。私も確かにこの一番最後のところの住民投票否決された議員は財政状況把握してるのかというのは、2つの意見をドッキングした格好にしてるのは間違いないです。あえてちょっと編集上こんな格好にしたんですけど。これに対しては何もこれにこだわってはいませんので。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      これは、緑というよりは西淡で出てたんちゃうんかな。

○柏木 剛委員長      これはですね、ちょっと待ってくださいよ。

住民投票は緑だと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      西淡でないかな。僕が答弁したけど、住民投票条例が否決されたときに。

○柏木 剛委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      住民投票条例が否決されたと。そのことについては、どうでしたかという話がやりとりあって、それで確かにそういうことも、自分たちの力が足りなかったという面、反省してるというような趣旨のことを、私が発言したようにちょっと記憶してるんですけど。あるでしょう。西淡ではそういう答弁、私したんですよ。それで議員としても残念な思いがすると。その議論十分に、皆さん説得することはできなかったことは力足りなかったというような趣旨の発言を、僕したような記憶があるんですね。

この緑の会場と、柏木委員長はそれドッキングさせたような、緑と西淡での話とこれドッキングさせたようなことかなと思うんですけども。それは出てる話なんで。

○柏木 剛委員長      記録としては、ちょっと私まだよう探さんのですけども、どこに出てましたですかね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      西淡のほうでね僕、答弁した記憶あるんですよ。

だからそれが、そういうことがあるんで、緑か西淡かというのはちょっと違うかわからんけど。

久米さんおっしゃる気持ちもわからんではないんですけど、どうですか。

○柏木 剛委員長      そうです。これがそうです。ドッキングしてないです。15番。

西淡の15番をそのままもってきて、これ緑じゃない。

これ西淡ですね。西淡です。失礼しました、この会場は西淡の中の15番での文章そのままもってきてます。

熊田委員。

○熊田 司委員        まずその緑のほうで、名前が川原さんという名前が入ってるんですが、自分でそれを議長が指名して、川原ですと本人が言うたんかどうか、でなければ、やじやったらだれが言うたんかというのを特定することはできへんので、ここへ名前が出てくること自体はまずおかしいと思いますし。名乗ってからでなければ、その内容についてこういう意見があったということを書くのもおかしいのではないかなという思いがします。先ほど蛭子委員が言うたように西淡ではちゃんと、そういうふうな意見が出てきて名前も名乗られて、やられてますのでそれはもうそれでね、残ってますので、同じ内容であれば無理してここでそういうだれが言ったとかわからないようなことを、書く必要がないのではないかなという思いがします。

○柏木 剛委員長        わかりました。蛭子委員。

○蛭子智彦委員        そこは、川原さんがそういうふうに分としては言いましたし、それから不動さん、緑の区長会の会長さんがおって、何でこんだけ少ないのかまずそれが一番大事やというふうなことを言うとしたと。だからそれは川原、不動という名前がなかったもいいと思うんですけども、そういう会場からの、これ騒然とした中で終わったということだけは、残しておいたほうが今後の議事議会報告会する司会者の、戒めにもなるんじゃないかと。そういうところもちよっと思ってるんですけどね。名前は特にそれは、確認できないというなら、それ僕は確認したんですけどね。記録者として確認したんですけども。

○柏木 剛委員長        これはちょっと済みません、議事録テープ参考されたいうんですけど、何か指名とかありました。

なかったですか。

そうしたらもう、この件まとめると、熊田委員が言われたように司会者が指名したわけでもないんで、この川原さんという名前はカットしてもよろしいですか。最後にちょっとこの言葉はどうでしょうか、もう残すことにして別にそう差し支えないんじゃないかと私は思うんですがいかがでしょうか。

久米委員。

○久米啓右副委員長        その状況は今、蛭子さん言われたような状況は記録として残してもいいですけどね。その中、しゃべられたことまで残すとなると、それは收拾つかなくなりますよ。そのやじみたいなことをね。ですからそれを全部取り上げるということになってしまうとね。最後に騒然として言うた言葉だけ取り上げて、途中で言うたやじはどない

なんねやと、言われたら、それは取り上げませんとは言われないようになってしまうので、騒然となったというような記録は残しても、そのやじはもう文章として残す必要ないと思います。

○柏木 剛委員長      どうでしょうか、この辺、私もちょっとどちらがいいのか判断つきかねるんですけど。できれば委員会の最終的な合意として、もうこれは残すか残さないかということについて、御意見を伺いたいと思うんですが。両方あるような気もするんで、いかがでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員      報告会でお聞きした、参考になる意見も確かにあったと思います。ただ、私これも私個人的な意見ですけども、別にその記録に残す。結果的にこれもう書いてあること見てますと、大体記憶しているものたくさんあると思うんで、私はもうこういうものは残す必要はないと、報告会のね。これはもういろいろな、そういういろいろなこう批判的なことを目的に来ている人もはっきりと言っておりましてね。結果論こう触れてもいっしょやし、私でもそなん残す必要はないと、参考になることは、なることで私は私なりに。

○柏木 剛委員長      はい、わかりました。ほかに。どうでしょうか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員      すべてのやじをということじゃないんです。報告した記録者という範囲の中で、記録をしとったものとして、印象に残ったことを書きとどめた。こういうことじゃないのかと思うんですよね。その正確な話、その一つ一つ言葉自身ははっきりしてたものであって、記録者とすればそういうものをリアルに残しておきたいという、趣旨の中で残したもののなのでね。それはそういうふうにおっしゃられたら記録者としても、つらいところなんですけども。

それがなぜいけないのかという、もう一つよくわからないんですが、やはりそういう我々自身がその発展途上にあるわけなので、そういう一つ一つの状況というのは、できるだけリアルにというような、それぞれやじがあれば、やじがあったということで残していくというのが、記録者としてのすべきことかなというふうには思うんですけどね。

そういう思いはいたします。

○柏木 剛委員長      ほかに、いかがでしょうか。これはちょっと悩むところなんですけども。阿部委員。

○阿部計一委員　　蛭子委員が御苦労さんやけど、こないして記録をとられたということ、これはもう大変御苦労なことやったと思います。ただここで、委員会でこういうふうにそういうことできっちりまとめて出されたということが、意義があると思うんで、これを全面的にまた記録に残すというのは、いかなもんかなと思います。

○柏木　剛委員長　　いかなものかということですね。ちょっとこれは、意見分かれそうですけどもどうでしょうか。こういう記録者の意図としてこういう文章はやっぱり記録は残しておきたいということと、やっぱりこれは会議の公式、公式といえは公式ですけどそういうことなんで、あくまでこういうきちんとした質疑応答の中の項目以外は、あえて載せなくていいんじゃないかということですけども、その辺ちょっと結論を。

原口委員。

○原口育大委員　　まずこの報告者から提出された書類というのは、今からどういう形でどこに置いとくようになるんですか。

○柏木　剛委員長　　これは、議長のほうに提出して事務局のほうへ出して、ホームページとかに載せるのは、最後のこのまとめというふうに考えております。あくまでこれは記録として事務局に残す格好かというふうに思うんですが。

原口委員。

○原口育大委員　　だから、報告者がある程度の様式に従って、各会場から報告上げるのが役目なんで、上がってきたと。その中で、委員長なり委員会の中で協議をして、議長に報告する分は、別紙でこう今、挙げてくれてるわけなんで、単に出てきた報告書というのはそんなに公式文書というたらおかしいですけど、の役割はないんかなと思います。だからただ報告者が迷うことがあったらいかんで、そういう意味では不規則発言はもう扱わないというふうなことで、統一しておいたほうが後々はスムーズにいくんちゃうかな。久米委員が心配されたように、報告者によって指名されてない人の意見まで書く人と書かない人できてくるんかとは思いますが、そこで書かなあかんのかなというプレッシャーは私は必要ないと思うんで、あくまでちゃんと議事整理した中で指名を受けた人の分はきちっと記録して残していくという役割だと思いますので、余分な分書いて出てきたからいうて、それが公式として残らんのであれば、出てきた分は構わんと思いますけど、会の方針としては記録者の役割はやはりきちっと指名されたものはきちっと報告するということで、統一見解として持っておられたら、今回は別に出てきた文章として残る分には構わんでしょうかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長            ということに対して、久米さんいかがでしょうか。あくまで不規則発言は記録しないと。

○久米啓右副委員長        記録者の意図はわかりますけども、これは議会としての議会報告会ですから、もちろん司会者もやはり意思統一、あるいは記録者もある意思統一というのが必要になってくるかと思います。まだ2回目ですので、その辺は温度差があって取り上げたり取り上げなんだりということは、しょうがないかなと思うんですけども、今後、広報広聴常任委員会が発足して、継続して報告会する場合のあるそういう現場での意見をどこまで取り上げるかというようなことは、はっきりと統一しとかなければならないですから、こういう不規則発言が記録者として上がってきても、それは情報として皆さんの目に触れてもいいと思いますけども、書類として報告することはこれは不規則というかそのレベル、その報告者の統一したそのレベルというんですか、決まりをやっていく上では、そういうのはやっぱりフィルターをかけていかれるものではないかというふうに思います。

○柏木 剛委員長            はい、わかりました。どうでしょうか、これに余り時間を割きたくないんですが、今の話でいきますと、今回はこれはあっても構わないだろうと、ただし、やっぱり記録者としてのこのルールとかの必要な役割、どういう場合にその記録を残すかということについては、次回、やっぱり次回に確認し合おうというような方向で、まとめてよろしい。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長        もちろん今回も抹消してくださいということですよ。  
だから、将来にらんだときのレベルでいってくださいということを、私は言っています。

○柏木 剛委員長            そうするとちょっと收拾がつかなくなるんですけども、どこかでまとめないとこれ切りがないんで。

阿部委員。

○阿部計一委員            これ結局、議会報告会、住民の皆さんが議員で議員が執行部というような、これほとんどやりとりよな。これ我々としたらどないもできへんわけよ。それで、できるものもあります中に。そういうことですから、やっぱりそんなんもう一々残す必要ないと思いますよ。

○柏木 剛委員長            どうしましょう。この件についてはやっぱり残す必要ない、記録者

の立場としては、その状況をやっぱり記録する以上は残したいという2つの案が、考え方があるんですけども、どこかでまとめないとこれ前に進まないんですけども。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長      委員長の判断でいいんじゃないですか。

○柏木 剛委員長      それでよろしいですか。そうしたら私は一応もう体制から考えて、この文章はカットするということで、考えたいと思いますが、いかがでしょうか。基本的にはほかのところもすべて記録者の裁量によって全部書いてきてはおるんですけども、ちょっとこの部分だけはイレギュラーな感じは確かにしますので、蛭子委員この部分についてはカットさせてもらってよろしいですか。

○蛭子智彦委員      はい。

○柏木 剛委員長      ありがとうございます。じゃそんなことでこの件につきましてはいきます。

次に今度、第2回議会報告会、意見・提言・要望・質問のまとめということで、私のほうでまとめた分について、確認いただきたいと思います。

この編集方針は、基本的に記録者の意見を全部尊重して、なおかつ同意的なことについては省きながらいってます。

もう一つは、記録者の記録以外にアンケート、会場でいただいたアンケートの中の意見も盛り込んで、それらを集めたものです。編集やっていく途中で、やはりこの項目別、人形会館、らんらんバスというようなこんな項目別にいったほうが、どうも整理がうまくいったんで、一応そんな方向で整理してます。

前回は、委員長、例えば総務常任委員会に対する課題。それから文教厚生と、そういう常任委員会ごとに分類してあったんですけども、今回は内容的にちょっと項目別、課題別の格好でまとめます。ということは、すべての意見がここに入ってます。全部が全部ちょっとわかりにくいことも含めまして、記録者の中の分を抜粋したということにしています。

何か御意見ございましたら。相当抜き出しはしたつもりです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      これは全部チェックするんですか。

○柏木 剛委員長      いや、構いません。必要ないです。ざっと見てもらって、一個一個するつもりはありません。もうこの辺は、私なりにやったということで。

森上委員。

○森上祐治委員      これ議会報告で、議会だよりに載せる原稿ですよ。

○柏木 剛委員長      もう一つ前に。まずはこれが報告資料の一番のキーになる部分です。

議長に対する報告と同時に、議長から市の執行部に対する要望に添付する資料にもなります。この部分が。

済みません、ちょっと補足します。本当はこれ私の一番最初は、市に対する要望と議会に対する要望ということで、大きく2つの報告様式に分けようと思っておりましたが、実際にこれちょっと項目別にずっと分類して集めてきますと、必ずしもこれは議会だ、これは執行部だというのが、どっちかというともう共有しておくほうがいいかなということで、もう前半の4枚分については、市及び議会に対してということに、まとめるつもりです。実は議会に丸、市に丸つけたのはこれはもともとどちらかといいますと、共有したいんだけど、どちらかという意見は市に対する企図の問題、議会に対する企図のものだということであらわそうとしたんですけども、最終的にはもう人形会館に対してはすべてが議会に対する意見でもあるし、市に対する意見でもあるというふうに丸々になってます。そんなことで、これはどの程度いうとんのかちょっと、あんまり自信がないところなんですけど。この丸は余り要らないのかもしれないです。

右端の丸はこれ実は。この議会だよりに載せる項目として、そしてきょうの場にちょっと検討いただきたいということで。この議会と市に丸々という左側の丸々は要らないのかもわからんですけどね。

これ一個一個ずつと見てもらうことは、余り必要ないかなと思うんですけども、これ私なりに全部集めた中から集約してきた分です。記録者のすべての意見の中からこれ集めてきた分です。

阿部委員。

○阿部計一委員      これ丸のこと聞かんと思たら今、説明してもうてんけど、右の丸は広報に載せるというふうなことね、けどこんなこと広報に何で載さんなんの。わしはもう不思議に思うねんけども。これも一々これクエスチョンマークの答弁のいるようなことを、これ例えば丸の「人形会館避難所、津波対策は人形会館を一時避難所にするのか、地元の人々は避難所として使うのか」というような、ただほなこういう文章を広報に入れるわけですか。

○柏木 剛委員長      はい、そのつもりなんです。こういう意見がありましたということとそのまま広報の中に、市民の声として出そうかなというふうな考えです。

印部委員。

○印部久信委員      おくれて済みません。今の阿部議員との関連なんですが、広報に議会報告会の意見を載すということやねまず。それで、その意見をこれを議会だよりに載せるということは、かなり主観が入るん違うそしたら。この右側の丸何ぼかに一つ丸入ってますけどね。これは載せるけどこれは載せないということになってきたら、これは意見の集約の中で、主観がごっつい入ってくるの違うかの。

主観がようけ入ってきた場合、議会報告会の意見を集約したいという格好になりにくいわな。主観が入るということは。

○柏木 剛委員長      ちょっとだけ、済みません。補足させてもらいますと、これは議長に対する報告とします。そうすると、議会だよりの中にはそのうちの一部を出して、実際にはホームページには、市のホームページにはこれを全部出そうという。

印部委員。

○印部久信委員      いやいやそらそうやけどな、ホームページとか議会だよりやいうたっても、すべてそれを見よるとは限らんねさかいな。ホームページやろうと、すべて見よるとは限らんねやさかいに、どちらかというと、議会のだよりのほうが見る確率が高いと思うんで、市民の人は。これは議会のホームページに出してあるやないかいいうよりも、やっぱり部分的に出すというのは難しいんちゃうんかな。でないと、考え方によったら議会が、これであつたらよかろう、これはええというような選択をしようたら、これは正しい報告にならんように思うんねんけどな。それをやると。

○柏木 剛委員長      何かそれに対して、御意見をください。  
阿部委員。

○阿部計一委員      いや私何でか言うたら、大体これ載そうとしてることは、これ議員がもう既にほとんど議論かわしてですね、いろいろの議論かわしている問題を、これまた挙げるやいうことは、まさにこれ議会報告会、この議員とは何だったんだという形で、我々の存在感をまさにこう否定するような形に、わしなと思うんよな。こんなん一々と載す必要はないと。

○柏木 剛委員長      ということは、もうこういう議会報告会という議会だよりの中にページを割かなくてもいいという御意見ですか。  
印部委員。

○印部久信委員      それと委員長、この議会だよりに出すいうて今、委員長発言したら、それは議会広報を、広聴委員会が一応議会だよりを発行しよんねの。議会改革の委員長がこれを議会だよりに出すということになってきたら、ちょっとこれもまた一つの問題なるの違うのかな。議会改革の委員長が、議会の広報広聴委員会に対してこれとこれを、これを取捨選択した中からこれを広報に出してくれやいうことになったら、これまたややこしい問題になるん違うかな。

それと今、言いよったように、この中のピックアップしてこういう意見がありましたという出し方は、やっぱり公平さを欠いておるしちょっとこの取捨選択ちゅうのは難しいと思うな。森上委員の意見も聞いたらええよ。

○柏木 剛委員長      森上委員。

○森上祐治委員      今、印部議員のおっしゃるとおり厳密にいうたらそういうことと、当然言えることなんやけども、一つは、今何点かこうあったと思うねんけども、その議会だよりに掲載するということやな。これについては、この前の議会改革委員会でも今後のこの議会報告会をどこが主導するんのやと、これはもう広報やないかいと広聴やないかいというような議論があった中で、今回のこれも副委員長は久米委員であるのでやね、多分その辺のコンセンサスはできとったかなと私は認識いたしました。だから厳密にいうたらそら広報の管轄のことを、議会改革委員長は何で立ちかわって言うんかということなんやけど、その辺を我々としては大筋、流れの中でこれは行けるなと思います。この議会報告会の内容を議会だよりに掲載するかどうかということについても、我々この議会報告会を持ってる趣旨というのはできるだけ議会の内容を市民の皆さんに、報告して生の声を聞くという、ていのいい言葉いうたら地域に市民に開けた議会をつくっていきましょうという観点でやっとなことなんで、この結果について議会だよりで報告すること自体は、あるいはそのホームページで報告すること自体は、私はええことなんじゃないかなと思とんですよ。

またこうばつと、さっき発言したいと思とんは、ばつと見たときに私の周りの人間やけども、前回の議会だよりもごっつい評価がよかったです。読みやすくなって、内容もよかったと評価を私は直接何人かの人から聞きました。今回もばつと見たときに、この議会報告会というのは、今回も参加者数名だったと、非常にかたい印象をもたれとるから少ないかなと私は思とんやけども、これをばつと見たときに、あっそうかこういう観点でいろんな市民は意見出しよんねんなというようなことで、非常に私はこれ親近感を持ったし市民の一人として、インパクトがある内容、読みやすい内容やと思うんで、ぜひこれはやはり載せてもらいたいなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はその議会だよりに掲載する言いよんの違う。載すのは構わんね。構わんねんけどこの載せ方のこといいよるねん。掲載の仕方をいいよる、掲載の仕方をな。だから載すのは構わんけんど、掲載の仕方を議会改革でこれとこれを議会報告会に載せてくれというのは、いかがなものかと。これねこういうやり方は、議会広報広聴委員会で議会だよりに出すんならそれは構わん。構わんけんど、もうちょっとここらは慎重にやってもらわんと、こういう出し方は主観が非常に入っただようになるからこの、この出すんなら出すようにもうちょっと考えてやってもらわんといかん。そやないとこんな出し方されたら、やっぱりこの部分的なとらわれ方になるさかいな。このピックアップしてる丸だけ見た場合に、それでこの出し方というのは非常に難しいと思う。出すのは当然議会だよりは、議会の活動について議会だよりに掲載するやさかい当然出したらええと思う。議会の動きというのは。出し方や思う。これは議会改革でどうこうよりも。広報広聴委員会で、よう審議してもらわんと、これはちょっとこの出し方は難しいと思うねんけど、もうちょっと審議せなあかんの違う。そういうこと。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 印部議員のおっしゃるとおりやと思うのやけども、しかし、このああいいう5回もやったその報告会を記録者がまとめて出してきたと。それをまた集約して意見・提言・要望・質問のまとめとして、委員長がまとめられたと。非常に労作されたんやな、そん中でやっぱり主観が入るといのはもうしゃあない。大体まとめるとき段階といのは人間ですから。だからそれをいかに、印部議員がおっしゃるように部分的にこれとこれは載せてこれは載せへんといのは問題があると。確かに問題あるねんけども、しかし要は、我々がこれで今回あるいは広報の委員会にしたって、大体議会改革の委員長がまとめられたこれで、こういう形で原案でいくんやとコンセンサスができたそれでええと思います。そこでまで限界やと私は思うんですわ。これ厳密にしたら物すごいやっぱりまた神経使わないかんし、大変な作業でとりあえずこういう形で、委員長なりが重要やと優先的に考えた時点からこれ載せていきよると。私はそれでしゃあないんちゃうかなという。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、けどな。けどこの議会報告の議会だよりにおいて、議会報告の詳細意見の集約ということまで、議会だよりは掲載せんなんのか。集約といふとこま

で。

○柏木 剛委員長 いや、やっぱりですね、これがきのうばたばたとやってきたのを事務局がやってくれたんですけど、こんなことやりましたというのと、参加者どうでした、アンケートどうでしたというのと同時にやっぱり市民の声というやつはやっぱり一番ポイントだと思うんです。やりましただけじゃ。

印部委員。

○印部久信委員 これはな、そないなんねやったらこのまとめたやつ全部出さんなようになってくるしな。こないしよったらええとこどりだけの意見になる可能性あんで。それこそ議会の広報が一番無難なところのええとこどりになる可能性あるねんの。そやさかいそこらが難しい言よるんよの、わしゃの。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ここで委員長がその丸印を入れてくれた部分は、市に対する率直な意見、批判的な意見もあれば肯定的な意見も、わりとバランスは出てるかなという印象はもつとるんですけどね。各会場2時間、2時間以上やったところもありますし、5会場で延べでいえば10時間越える中で、出てきた発言それもたくさんあって、それらすべてをその広報の中に載せるというのは、ちょっとこれなかなか難しい。端折ってるのも結構あると思うんですけども、インターネットなりでフォローのきくいう部分はあると思いますし、それなりのバランスはとれてるように思いますんでね。すべて載せるというのはなかなかそれは大変な話だと思いますので、特徴的な意見、傾向的なものというのはおおむね出るんじゃないかなという印象は、持ったんですけども、それはそれでこういう具体的なことでないと、グラフやら数字やら見とるだけでは、結局市民の印象には残らないし、関心も呼ばないというふうなことだと思いますので、こういう中身についてはこれはぜひ入れてほしいというものがあれば、それを足すようなことにして、やったいけばいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、私はどう考えてもわからんな。この議会報告会という質疑の詳細についてまで、議会報告で出さなんのかな。議会報告会が何カ所で行われました。こうこういうテーマを掲げて、こういうことについての質疑がありましたというようなことのほうがええん違うんかな。やるとしたら。そないに詳細にいきよったら、詳細にいく

よりも、取り上げられた質問された対象のテーマぐらいは、こういう問題について議会報告会に市民の皆さんからの意見がありましたということでない、その内容をいきよったら、取り上げる内容と取り上げらん内容が出てくるわけでの。そこの判断難しいと思うけど、どないなんの。

○柏木 剛委員長      どないでしょうか。私は、余り言いません。私のラインでいきますと、やっぱり市民の声といういできるだけ、この記録者が書いた声をそのままリアルに出したほうが市民に読んでもらえるのかなというふうに思ったんです。余り、こんなテーマが話題になりました。こんなテーマが話題になりましただけじゃいまいち読んでもらえないかなと、読んでも余り意味がないかなというふうに思って、ただ印部議員の言われるようにこの丸は、ぶっちゃけた話私きのうもう2、30分で丸々つけただけなんですよ。だからそんなに、これは絶対載せないかんとか、これは外さないかんとかいうことは何のこだわりもないので、きょうの議題として実は持ち込んだのは、この丸間に合わせたんですよ。こんなものでどうかという意味で出ただけですから、ぜひどんどんこれは削ってもいい、もっとこれは追加してほしいとあればと思って。

印部委員。

○印部久信委員      そやからこれはもう最終的に議会材料出す所管というか、それは議会広報広聴委員会であるので、議会改革やった我々のこの委員会は、広報にもこのこういうことについて掲載してもらったらどうですか、やってもらいましょう、後は議会広報広聴委員会にその掲載の仕方は協議してもうたほうがええんちゃうの。そないせんとこの委員会でこないせいあないせいというのは余りにも委員会同士の中において、何ばここに委員長、副委員長おるさかいいうわかつとるだろうでなしに、やっぱりその委員会は委員会の意向というのは尊重してやってもうたほうがええんちゃうんかな。やるんなら。

○柏木 剛委員長      広報委員会のほうとは、もう基本的に最初からこの2ページは、議会報告会に割り当てますということはもうもらっとるんですよ。その原稿についてもこちらのほうから出すというのは、そういう格好で話はなっとんのです。

印部委員。

○印部久信委員      それはなっとるって広報広聴委員会を開いてそういうようになっとるんですか。

やっぱり委員会というのが皆あんねんから、こないだ2人で話しおうたらそうなっとるじゃなしに、委員会は委員会で協議してもうてやってもらわんとやな。

こないなってきたら、なあなあになってもて、委員会制という意味ないように。

○柏木 剛委員長 広報委員長のほうのコメントお聞きします。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 副委員長として、議会改革の委員としてね、議会だよりの掲載についてやっぱり議会の活動の報告をすると、いうことなので、やはり結果報告はやはりやる義務があると思うんですよね。どこまでやるかということ、市民の意見を抜粋してやるとなると、偏った意見になるという心配もあるし、蛭子委員の場合はうまくまとめて、偏らないようにしてるんじゃないかということです。その辺はやっぱり委員の皆さんにチェックを委員長だけのあれではね、ちょっと偏ってしまう可能性もあるんで、チェックは我々委員でやっぱり目を通してやっておくという必要があります。

議会広報は、委員会開いてこれをどうこうするというまでじゃなくて、やはり委員長の判断でこれは裁量に任せていただけるものではないかということで、議会報告会の報告はもうあるべきものやというふうな考え方で委員会おりますので、そこは資料を提出していただければ掲載するということになると思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやもう何か議会の広報に載すんやという方向でいきよるようなけども、私何でそういうこと反対するか言うたら、やはりこれ一生懸命委員長も苦勞されてまとめられて、蛭子委員もそういう事務方としてやられているんですけども、これこの中に入っていない意見も多分にあると思うやな。そういう中でピックアップして、広報に載すということは、ほな私の意見が入ってないとか、そういうこともできてくるから。だから私はそういう意味で、こういうふうにまとめて全議員がこれを見てね、やったら十分議会報告会の意義があったと思うんですよ。これ今さらそれを広報に載せて、こういう執行部と市民が議員で、我々が執行部というようなやりとりを、一々載す必要はないと。十分これで議会報告会の、今後のあり方については私はどっちかという、考えないかなと思ってるんですけども。私はそういうことで、それで載すんだったら載すように採決とってくださいよ。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃこの委員会としては、いやもうそれでないときりが、前に進まないです。  
印部委員。

○印部久信委員 そうやけどな、委員長な。議会改革でやったことを広報で、議会改革

でやったことを掲載するのは当然これはええんですよ。議会の動きを。ただこれの取り上げ方というのが難しいということを言いよるねんで。

広報で議会改革の議会報告会を5カ所でやったというて取り上げるのは書くのは当然や、けどこの中身をどないするかが難しい言いよんだけやでわしは。

○柏木 剛委員長      わかりました、その前に、このここのもう一番のポイントは議会報告会ということはもう要らんという話が阿部議員から出てるんで、それについては私は。阿部委員。

○阿部計一委員      委員長、わし要らんいう議会報告会でやってまとめられて、こういうふうにもとめて、全議員に配付すれば十分報告会の意義があったと。それをあえて、広報に出して、それで私の意見も載っとらんと、もっといろいろな意見出てましたよ。ほなそれ全部それは筆記することは難しいと思うで、そういうこともあるんで、私は載さないほうがいいんじゃないかということです。

○柏木 剛委員長      今の件につきましては、詳細はホームページということで、コメント入れてるんですよ。結局全部書けないのははっきりしてますから、細かくは全部ホームページに載ってますいうことで断るしかないんです。その前の、もういや阿部委員のおっしゃるこれをやっぱり結論を出さないと、この話はもう消えてしまいますから必要なくなりますからね。これでいいんだと、委員長報告、議長報告だけでいいんだと。議会報告会はどういう広報には議会だよりには出さなくていいんかどうかという分について、ぜひ皆さんの御意見を。  
印部委員。

○印部久信委員      議会報告会のこの議会広報は、三文新聞でないねん。そないおもしろおかしいに全部書かんなんことはないねんでこれは。やったこと議会の行動したことは広報で、議会の動きとして当然出さんなんけど、読んでもらうのにおもしろおかしいに意見まで詳細に書いて、三文新聞でないんや。議会広報というのは。それはまた違う別のものや、こんなこの詳細について書くのは。そういうことやで。

○柏木 剛委員長      休憩しましょうか。  
一たんここで、休憩します。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前 11 時 05 分)

○柏木 剛委員長 再開します。引き続き、議会だよりの載せ方についての御意見をお伺いしたいと思います。

そしたらちょっと私の考えを申し上げますと、この議会改革特別委員会としては、この委員長報告までを行うことにして、議会だよりにどう載せるか、どのように編集するかなどの意見があります。それに関しては、広報広聴特別委員会のほうで、お任せすると。印部委員言われたように、個別意見は必要ないとか、あるいは個別意見載せるにしてもこれが重要かどうかについて、そこまで含めて広報広聴委員会にお任せするというところでどうでしょうか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 このまま広報広聴委員会に出してくれるということですね。

○柏木 剛委員長 そういうことで、よろしいでしょうか。すべて広報広聴委員会のほうで。ちょっと参考にお配りしたのは去年の例をお配りしてます。去年の議会報告会の掲載の方法です。じゃこの件は一応そういうことで、させていただきます。

あともう1点、議会だよりについては中では、委員会の報告というのがありますが、これについては、今過去4回、12月から4回委員会やってますので、これはもうこういうことを議論したということ中心ですので、これはもう委員長のほうに任せてもらってよろしいでしょうか。500字でやるんですけども。こういうことをやってきましたという、各常任委員会、特別委員会の報告と同じです。これも原稿を広報委員長のほうに出す必要があるんですが、これに関してはもう特にさらっと。

ここでこういう委員会活動報告というのがまたあるんですよ。これは議会改革特別委員会として、500字の原稿を出す必要があるんです。これに関しては、今まで、12月から1月、2月と都合4回やってるんですけども、その4回についての経過を報告する必要があるんですけども。これは原稿私のほうで、特に疑義のないような格好で事実的なことを並べる格好でつくります。

以上で、この議会報告会についてのまとめについてという議案1番を終わります。

それでは2つ目の議会基本条例制定についてということで、これにつきまして、当初のほうの議論に移っていきます。

2月24日の日にも少しそのあたりの話に入ったんですが、前回お配りしましたこれはお手元にあるでしょうか。南あわじ市議会基本条例の案というのをお配りしております。これに関しまして、この特別委員会はとにかくこの基本条例でもって、議会のこと、これからの議会について、ここで定義していこうということで、それを市民に公表していこう

ということで、この議会基本条例を制定したいというのがもう一番の大きな流れになってます。

前回は、どうしてそれが必要なかどうかという話もあったかと思うんですが、この基本条例について、これから一番これ重点を注ぎながらやっていかないかんのですけど、ここに示しましたのは委員長、副委員長あるいは事務局でいろいろ各地の基本条例の事例を見ながら、原案として素案としてつくったものです。ですから委員には、この内容について十分いろいろ御意見をいただきながら、この案をもう少し全協なりで諮れるような格好までやっていきたいということです。ということで、この議案、これはもう時間をかけながらやるしかないんですけども、第1章第1条から順番にずっとありますので、これに関して、いろいろ加筆訂正しながらやっていきたいと思います。

印部委員。

○印部久信委員      2、3日前であったかな、兵庫県の県会の基本条例が制定されて可決されとんのよな。あれを詳細は新聞に出てなかったんやけれども、抜粋を見た場合、こういうことを我々が言うのは失礼なんやけど、いかに県会の議会のやり方というのは、閉鎖的であったかということよ。それで、このたび出てきとる議会基本条例やことをちょっと読んだ場合、既に南あわじ市がやっているようなことが、もう新たにつけ加えられてることが多いんやなあれ見たら。ほんでな、あれを読む限りにおいて、南あわじ市においたらあえてな、今の議会の中でやりよることが、ほとんど網羅されとるように思われたんよ。県会がなんや後生大事に、議会基本条例を可決したやいうて1面に載っと思ったけど。そやさかいああいうのもちょっと、昼休み、昼からもやるんならちょっと見せてもらって、恐らく議会事務局でわかるかな。

昼からでもええけどな、あれを見よったらもうほとんど、南あわじ市はもう既に一問一答方式でやりよる。それから議員間討議もやりよる。もう大きいところはもうそんなんや県会といえどもな。そやさかいこの議会基本条例というのはあえて、我々が今までやってきたことに対して、ええそんなことまでやいうようなことはもうほとんどないんよ。と思うねや。そういうようなことを感じたんで、南あわじ市もその極々普通のことをあえて基本条例に制定しよるようなことが多いように思う。そんなことで、進めてもうたらと思うねん。

○柏木 剛委員長      私も、おっしゃるとおりで本当にもう基本理念的なことを、条例化して、それを一つの原則的なこと役割についてのこと、そういったことを基本的なことを本当にもう条例として出すということ。それに意義があると思う。そんなふうに内容的な話としては、おっしゃるとおりで既にほとんどのことについては、どこでもやってるようなことは南あわじ市はやってるといふふうには思います。だからあくまでそれを形として

条例としてやるという、そういうことかと思うんです。

県会も確かに新聞とかで見てましても、一問一答方式とか、反問権の話だとか、それから広聴についてはもっとオープンに広聴するとか、もう本当にそのそういうことですので、どうということないようなことではあるんですけども、それでもちゃんとしたこの兵庫県の議会基本条例というのをこの制定して、あれだけ新聞に取り上げてやっという。

今、この新聞によると、都道府県では16都道府県が条例を制定して、全国で1,800ある地方議会のうち168。去年3月ですから、だからそんな動きがあるということは確かですね。確かにこの基本条例というやつ、私なりにずっと各市のもう10も15も見たんですけども、大体そんなに基本的なところは変わらないですよ。それで、骨子は変わらないと思います。あとはもう個々の、どこまで南あわじ市らしいところを盛り込んでいくのか、そういう部分かとは思いますが。

そうしたら、何か今の件に関して何かこの基本条例そもそもについて。何か御意見とか思うところありましたら。蛭子委員。

○蛭子智彦委員      先ほども意見が出ましたように、議会基本条例、一つの流行みたいなもので、モデルが一つあってそこから少しずつ、加味したもので基本の柱というのはほとんど変わらないものが多いんだろなということなんですね。参考にしながらやってるというがあるので、だから考え方として、実際に行っているものもあれば、議会運営規準等々で盛り込んだりというようなもので、基本条例の中に盛り込んでいるというような傾向もあるのかなと。そのこれについては、マグナカルタのようなもので、宣言的なもの、議会基本条例というか開かれた議会のための宣言的なもののよう、コンパクトにできるだけまとめるほうがいいのではないかと。憲法で言えば前文的なようなものですね。そこに重きをおくようなスタイルがいいのかなという印象を持っておるんですが、ですから、ちょっとこう前にいただいたものは、少し細かく詳し過ぎるかなと。という印象を持ってるんですけどね。どこどこということではないですが。

印部委員。

○印部久信委員      それと委員長。これは、これだけでいくのか、それとも何かまだ運用細則とか何かをまだつけるんかどっち。

○柏木 剛委員長      運用細則をつけてる市もあります。

印部委員。

○印部久信委員      いや、わしゃ、うちはよ。これでいくのかそれともいわゆる取り扱い要綱とか、運用細則までいくんか。

今、蛭子議員が言われたように基本条例やから、いわゆる柱になるこうこうこうこうと  
いうようなことが基本条例であって、詳細な取り扱い要綱もろもろまで要らんでないか  
というのが、私の考えや。いわゆるもう法律とかは要らん。憲法だけでええんでないか  
と思うので。基本条例、そうでないと運用細則何々いうたら、今度は憲法のもとの法律に  
なるわ。こないなったらもう非常に多岐にわたるんやな。基本条例というのは、憲法によ  
うな取り扱いでええと思うんやけんどの。

○柏木 剛委員長      その辺の何か御意見ありますか。  
    蛭子委員。

○蛭子智彦委員      それと議会基本条例の基本的な議会のことを決めるんですわね。例え  
ばそのここに出てる中で第9条などは、市との関係を言うというのもね、議会基本条例に  
はなじまないのかなと印象持ったりするんです。それからこの最初の3章、4章ぐらいの  
ことが中心になっとれば、あとはそれぞれ議会運営規準なりで表現できるのかなというよ  
うな印象ちょっともっとるんですけどね。かなり削いで行くほうが、ここを出発点にして  
削いで行くほうがいいように思います。削いで行くというスタンスで。

○柏木 剛委員長      これはこれからのいろいろ入っていくんですけど、やっぱり議会の  
改革という面も大分入ってるかと思うんです。9条については。これまでの執行部との関  
係でいいのかどうかというこういう部分も含んでるというふうに私は思ってます。議会改  
革という意味でですね。全般的な話もあるんですけど、どうしましょう進め方としまして  
は、できればどちらにしてもこれは本当はたたき台として編集したものですので、いろい  
ろ御意見をいただきながら、逐一やっていくしか前に進む方法はないのかなというふうに  
思うんですが。  
    原口委員。

○原口育大委員      基本条例は、今意見が出てるようにできるだけ、私もシンプルなほう  
がええなと思ってます。それに付随するようなことというのは、それぞれ委員会条例であつ  
たり、規則であつたり、申し合わせまで含めて上、上、下はないんですけども基本が決  
まれば、それに応じて下の規則とかも合わせていかなければならないという作業がある  
と思います。そやからそういうことで見ていけば、特にこれを施行するための何とかいうの  
は必要ないと思うんですけども、とりあえず条例自体は横並びですけども、これをつくる  
ことによって運営全般にわたってそういう申し合わせまでずっと、この条項ではどれとど  
れがうちの議会では該当するということをチェックしながら、全体を整備するという意味  
で進めていくのがよいと思います。

○柏木 剛委員長       よくわかりました。今の件は。今の原口委員がおっしゃられたのは、南あわじ市には本当にたくさんの条例とか、規則とか、申し合わせがあるんですよ。だからそういったものの位置づけも考えながら、その上にこういう大きな条例、基本条例というのがあってもいいんじゃないかと。だからあんまりその施行についての細則については、もう既にここにいろいろ委員会のことについて、あるいは傍聴規則とか、倫理条例とか、政務調査費がどうかというすべてのことについて、もうきちんとしたあれがありますので、そういったことを横並びに見ながらやっていけばいいかと。ですから基本条例は、できるだけその基本のところをシンプルにしておけばいいんじゃないかというふうな話かと思えます。

そういうことで、一応これから順番にやっていって、最後は全協でいろいろ御意見いただく、あるいはパブリックコメントといいますか、そんなこともやりながら最終的に、上程していくという運びになると思いますので、いずれにしてもこの議会、南あわじ市の議会基本条例の文言を、もうこれからたたいていくしかないのかなと思うんです。

印部委員。

○印部久信委員       今も言われたようにできるだけ、基本条例の章を簡素化するということよの。そやさかいます、これ今9章までが提案できとんなら、まずこの9章でいくのかもっと簡略化して何章で、まず大枠を何章に入れていくかということよの。それでないと、それからもずっとその章、南あわじ市は何章でいかんかとそれに当てはめていくようにしたほうがええんちゃうんかな。そうでないともう羅列してるような感じやの。

○柏木 剛委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       私もそういう思いなんですけども、例えばこの3、4、5、6全部この議会及び議員の活動原則というようなことにくくれるような話のように思うんですがね。3章、4章、5章、6章か、こういうのは主にはこういうことくくっていけるようなことでないかと。議会としての強化というね、議会及び議員の活動。何を目的にするのかということでしょう。目的があって、活動があって、結果があるというようなね。やっぱり議会の活動原則や目的、目標というような印象があるんです。それを実現するための手法として、目的を実現するための手段として、機能の強化というのがあると思うんですよ。だからその3、4、5、6ぐらいはもう2の中に組み込んでしまえるような印象がちょっとしてるんですけどね。そこら辺は議論してもらったらいいいと思うんですが。印部委員言いたいみたい、この章立ての議論というのをまずやっておくことが大事だろうと思いますね。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 柱の数はできるだけ少なく簡素化にというのが、基本やと思うんやけどな。これも入れとこ、あれも入れとこというて、章をどんどんふやしてたらちょっと混乱するし意味がなくなるでの。あくまでも条例やから細目書でないねやから、そこらをよう考えながらやったらほうがええと思うで。

○柏木 剛委員長 今のようなことですけども、まずは細かい条文に入る前に大きな章立てについて、前もって考えておいたらどうかというふうなお話かと思うんですが。この辺はなかなか難しいところがあると思うんですが、何か御意見ございますか。

どうせ時間かけながらやらないといかんところですので、十分この辺は意見出してもらったと思うんです。

じゃ私ちょっとだけ。実は世の中のずっと、世の中といいますか既に先進市としてやってるのをずっと開く限りでは、本当におおむねこんな流れなんですよ。これもう正直なところですけどね。だからあえてそうせないかんということは何もないんですけど、ほぼ、ほぼもう県のほうもそうです。ほぼ同じような格好で流れとしては、大体こんな感じで章立てはできてるということだけは、言えるかと思うんです。今、世の中に出てます基本条例については、蛭子委員言われたような格好で、大胆に活動原則というだけでくくってるところは、多分ないんじゃないかとは思いますがね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、ひな形をもってきて無難におさめとるいうものなんじゃないですか。この実質的なものよりも形式を整えておくというのが、よそのまねしとったら形式は整うという無難なものが出ますわね。本来ね。でもそういうことであれば、これだけ時間かけて議論してきた意味というのはもう何かそうやって、そのままとってきて当てはめといたらええやないかと、いうぐらいの印象しか私は残らないんですけどね。やっぱりせっかく議論積み重ねてきてその理念、理念というかその精神というのか、やっぱり一番その議会改革の中の哲学的な部分というのを、確認をしてそれぞれの心におさめておく、そしてそれはそんなに細かく書かなくても、本当に議会を運営規準などに反映したりすればいい話であって、議会基本条例というその基本的なものなんで、やっぱりシンプルにしておくことが大事で、そのために議会運営規準どうするんや、委員会規則どないすんのやいうそこにこそ細かい点を表現していけばいいでないかということはどうもずっと思ってるわけなんです。ひな形でも何をおさめるというような考え方でいくのか、我々のオリジナル姿勢を発揮をして、他にどないいうのかなその、まね、まねということだけじゃなく

て、独自性、創造性を発揮してつくるという価値観というのはあるじゃないかなと思うんですけどね。

○柏木 剛委員長      理念だけ基本的にはでいいんじゃないかと、今、基本的にただ実際にこの中ずっと読んでいくと結局、理念プラス理念だけじゃないです、行動原則、活動原則というこういう部分がこれは細則的には入っている部分はあるかと思うんです。そこまで入れないんじゃないかというふうな意見もあるかと思うんですけども。その辺はちょっといろいろ御意見をいただきながらとも、久米副委員長。

○久米啓右副委員長      皆さんの意見と同じように、そんなに細かいことまで、書かなくてもいいというのは、そりゃ賛成です。これにほかに条例とか決まりごとがあるんですけども、この章をまとめてはどうかという、蛭子委員の意見です。それも一つかなと思うんですけども、中身例えば、3、4、5、6だと、ちょっと具体化した関係を章のタイトルにしています。ただこの章の中で細かいところまでの表現等は、不要かと思うんですけども、その活動原則だけで全部語りきれないところもあるんじゃないかと思うんで、その辺は章を分けてもいいのではないかと。その表現の中でシンプルにしていってみたいはどうかと思うんですけども。

○柏木 剛委員長      どうぞ。ほかの方。原口委員。

○原口育大委員      これ原案として20条でつくっておられます。他市の平均値というたらおかしいけど、ずっと見ててもこれぐらいの前後です。だからやっぱし今からそれぞれ逐条でやっていかれたらええと思います。それで、できるだけシンプルに持っていくという議論は当然せないかんとおもいますが、今出てるのは、私は平均的なところが出ると思うんで、これをたたき台にして順次やられたらええと思います。

○柏木 剛委員長      ないでしょうか。

これも、ぽつとやっただけじゃなくて、あちこちのもの寄せ集めたとはいいいながらも、またそれ以降もいろいろの事務局とか、副委員長とかで大分練った話です。例えば、議員報酬とか議員定数とかいろいろな市によっては、そういうところまで全部この中に盛り込もうとしてるところもありますけども、そういうのは要らんんじゃないかということで、もちろん省いてるの、基本的な精神は省いてます。議員定数も入ってますし、議員報酬も入ってるといふようなところも結構多いんですけど。最初はそういうの入れてたんですけど、全部省いたという経緯も一応あります。もっともっと省いてる部分はあると思うんです。だからそのつもりではあるんですけども、一たんここまできましたので、ぜひこの委員会の

中で話を進めてもらったらというふうに思って。阿部委員。

○阿部計一委員      基本的にはそういう基本条例、余り難しいこと考える必要はないと思うんです。それと、言葉悪いんですけどね、これやっぱ栗山町議会に始まってこの開かれた議会とか、これ市民向けのパフォーマンスやと思うねんはっきり言ってね。もうすぐ全国的にそういう渉外の中で、もっと大事な私、もしこの市民向けの何かそれに偏つるように思うんですね。もっと地元我々のこの足元の議会の改革これはいろいろあると思うんですが、そういうこともこれ議論する必要があるんじゃないかと。まず足元の議会の改革していかなんこと、私多分あると思うんですけども。そういうことも含めて、やっていったらどうですかと思います。

○柏木 剛委員長      何か今の件について。  
森上委員。

○森上祐治委員      基本的にできるだけコンパクトにということも私も賛成なんですけども、先ほど蛭子委員おっしゃってたように全国的な平均的な間にとってまねをしてとか、人間というのはさっき阿部委員おっしゃったように、栗山町議会が一番最初にやると、あの最初にやったということもええかげんなものだったら、全国1,800ある議会も同じような動きをしていかないと思うんですよ。よく似たね。でもあれは、非常にやっぱその小さな町議会が頑張って知恵を出し合って、学者連中も巻き込んで、何とか議会の前進のためにつくった。それを少なからずの全国の議会もやっぱこれも参考にできるなということで動き出しました。で、我々の議会も蓮池委員長最初、議会改革の委員長されてもう3年ぐらいなるんですかね。ほうぼう視察に行って再三行きました。いろんなところ学びながら、やっとうこう目の目を出してきたのがこの20条のものだと思うんですよ。だからやっぱそれなりに私は先輩たちが議論してきたその延長線上でのこの案というのは、やっぱそれに意味があるなと尊重するなと思います。先ほど市民に向けてということでしたけども、やはりできるだけ蛭子委員おっしゃってたようにこう目的、手段、方法というような形で流れを求めるにしても、やっぱそれをもう少し市民が見てもわかりやすいような形で、丁寧に説明したる必要もあるやないかというような観点で、こういう分け方が私は、基本的にはええんじゃないかなというふうに思ってます。ただ、文言とか章によっては、こんな9条なんかこう1案2案ありますよね。こんなんはできるだけコンパクトにしたほうがええんじゃないか、というところも多分にありますんで、その辺は今後議論していくべきやと思います。以上です。

○柏木 剛委員長      ちょっとだけ私のほうで言わせてください。結局、議会改革この基

本条例というのは、基本的にはやっぱり議会改革だと思うんです。で、議会改革は何かという一番のキーワードやっぱり市民向けのパフォーマンスということかも知れませんが、やっぱり公開度、市民に本当に議会は何をしとんかという見えない市民の不信感、やっぱり公開度それから市民の参加度、それからあとは、もう一つやっぱり議会の中の運営の改革という大きな議会改革というたら大きく3つぐらいあると思うんです。だからどちらかといいますと、市民に対して公開していきますよ、市民にもっともっと議会が見えるようにしましょうよ、もっともっと市民が参加できるようにしましょうよという部分と、もう一つは確かに阿部委員がおっしゃられた、足元の議会の改革という問題をどんな格好で、これをすり合わせていくのか。多分この細かいところというのはこの条例の中には入ってこないと思うんですよね。もっともっと細かいところで、もっと改善加えていくという部分は多分この議会基本条例の中の文言には入ってこないと思うんです。だからそのあたりは、私もそう思いながらいろいろ議会改革で、こういうこと議論したらいいという話はこの基本条例と中に入っていない部分があるので、それはそれなりにまた別の課題として挙げて、これは個別の話としてやっていくしかないのかなと思ったりするんですけど、確かにそれは議会、2つあると思うんですよね。そんなことでちょっと思うのはそうです。もっともっと議員のあるべき、もっともっと足元の行動をもっとどうしようとかいうようなことがもっともっとあるとは思いますが、それはその都度その都度やっぱりやっていってもええんじゃないかというふうに思います。

ちょっと阿部委員の話についての補足させてもらいました。

印部委員。

○印部久信委員      ちょっとこれまだ前半の話、ちょっと具体的な話ししても構わんのかな。

例えば私がこれ読んでおってちょっと疑問に思とんの、第9条ちょっと見てくれる。構わんこの話しても。

第9条、議会は議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を負いながら計画的かつ市民の目線に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるような重要な計画等について議会の決議を行うと書いてあるんですよ。そしたら、計画と議案との違いというのはどないなの。

○柏木 剛委員長      私が言いましょうか。去年、京丹後市の大同さんですか、が来て話されたことが非常に印象に残ってるんですけども。あそこは議決ということはどっちかというたら、決まったことに対する賛否なんですけどな。

○印部久信委員      決まったことについての賛否というのはどないよ。

○柏木 剛委員長 提案されたことの賛否なんですけどね。これから4月以降こうするとかいう賛否なんですけど。あそこでやってるのはどちらかといいますと、計画に対する賛否を議決事件ににとるんですよ。そういうこと言っとるんちゃいますか。

印部委員。

○印部久信委員 いやいや、ということは、計画を議案として上程しとんのか。

計画を議案として上程せんと議会で議決できへんだろ。

議案以外で、議会で議決できるもんというのは何があるん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ちょっとこれ事務局で自治法改正の分でそこ説明ちょっとしてください。ちょっと説明聞き。

○事務局次長（阿閉裕美） 96条ですね。議会で議決すべきものというのは、地方自治法の96条に規定がされております。96条の第1項には15項目規定され、それは必ず議会の議決を得なければならないというようなことになってます。それ以外に、自治法の96条の第2項で条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるという規定があります。それでこの第9条については、その部分のことを議会で議決すべき事項を決めるというようなことで、9条のほうで取り上げております。

仮に、こちらのほうに書かれてる分でいえば、基本構想に基づく基本計画に関することというのは、議会の本来は議決事項ではありません。これもこういうふうに追加条例で追加するすることによって、基本計画も議会の議決に付すということになってきます。そのことについて、議決事件への追加ということで、基本条例のほうで規定をするというようなことになっております。これはあくまでも一つの例ですけども。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってくると、計画といわずに議案として出してくる、テクニク的に方法があるわな、執行部は。計画というんではなしに議案として出してくる方法もあるわな。けどこれ基本計画を、議会で議決するということになったら、この基本計画というのは、どこまでの範囲を基本計画というんかの。例えば、新庁舎建設は基本計画か議案かどっち。

そこらが基本計画と議案というところの区別というのは難しいの。

○柏木 剛委員長          私のイメージ、どちらかというともマスタープランなんですよ。  
事務局。

○事務局長（高川欣士）          基本構想に基づく基本計画と今、構想は10年ですかね、基本計画になる前期が終わって、後期の計画をつくってます。この基本構想のというのは、これ自治法に基づいて、市の何ですね、地方公共団体はその基本構想に基づいて行政をやっていく、その基本構想については議会の議決が必要ということで、自治法で定められておったんですよ。ただ、それがこのたびの自治法改正で、その条項が抜けてます。

基本構想つくって、基本構想と基本計画というのは、構想は先ほども言ったように理念的なところで、計画についてはそれをより具体化する計画をつくるんですね。構想は大体10年ですけども、計画というのは前期5年、また5年たったら後期の分を見直してつくるといことなんで、これは庁舎の建設とかそういうことではなくて、市の大きなその基本構想ですね。今も、全国の地方公共団体全部つくってますけれども、それに基づく計画ということで、理解をいただきたいと思ってます。

議決は今、法律上全くないんです。それ基本構想が議決事項であったときも基本計画については、議決事項ではないですけども、構想だけではわかりにくいので、その説明として基本計画も付随して資料として出してはいましたですけども、本来議決事項というのはあくまでももとの構想だけというのが過去にはありました。ただその構想自体もこのたびの法律でなくなってますので、こういう議決条項をつくっておかないと、もう一切議案として上がってこないということになるからです。

○柏木 剛委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          だからこう細かく決めてしまうと逆に制限されてしまうというのか、そういうふうな印象を僕は持つとるんです。だから、この別項で市行政の各分野における基本的な計画の策定というような表現をされてるんですけども、こういうくりにしたほうがいろんなことができるんじゃないかということで、あんまり具体的に書き過ぎると返ってこう狭まるんじゃないのかなと。そういう印象を持つとったんですけども、その具体的に書くということと、さっき今、ちょっと言いました各市行政の各分野における基本的な計画の制定というようなくり方では、今の地方自治法の改正上で言えば、できないことが多いんですか。

議決事項にできないことが多いんですか。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 蛭子委員の心配もそのとおりです。ですから、具体的な計画を指さんでもすべてを網羅するような表現にしておけば、もれることがないと思いますのでそういう条項にすればいいかなと思います。そのとおりだと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の意見なんですがね、この今の9条をずっと読んでおきますとね、このたびの議会であったんかな、財政健全化計画か。財政健全化計画が見直したんやたんかいなどないしたんやったかいな。見直したんやな、確かこのたびの。見直したんやの。だから、そういうものも今度のこれに当てはめて今言うように、入れたら入るわけやの。入ってくるわけや。そしたらこの今のこの1から7までの中に随分いろいろ、そうでないとこれには入ってけえへんわけやの。こうやってこうくくってしもたら。そやさかい、やっぱりこう議決、議会へ提出して議決をしやすいように簡略に幅広くネットできるようにしといたほうがいいんちゃうん。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 そうすれば議会のほうはもれないと思うんですが、この辺はやっぱり執行部は多分嫌がると思う。

その辺のすり合わせは、一方的にというよりも。

それは、はしのこけた基本計画までということになると、議会のほうも大変やと思うんでね。ある程度のすり合わせは、間で必要かなということになって。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 もうそういう細かいところの話をし始めると時間が。

だからもう最初から一つ一つもう各項目を詰めていって、これは要らなければ要らない。それでじゃ次いきましょうと。それで例えばこの20条あるやつが16ぐらいになってくる。じゃ次そのまとめ方をどうするかというような形で、章のほうまでいけばええと思うんで、一応このたたき台がありますんでね、さっき言うたようにその9条については、こんなふうなところが具体過ぎるやないか、もっと大まかに言えとかになってくると、第1章から徐々に進めていって、それでみんな意見言うてもらって、いうふうに進めていったほうが、あとここやってここ戻ってというようなのちょっとあれと思うんで、これは僕は進

行上の進め方で。

○柏木 剛委員長       わかりました。

今の、9条のあたりが一番楽しいといえますか、おもしろいところですよ。だから今そこに入ってしまうともうそれだけなんで、やっぱり熊田委員言われたように順番にいて、という格好でいかないと前に進まないかと。

ここが一番おもしろい、おもしろいというか。わかりました。

文言本当に一個一個文言と全体もあるんですけど、まずは文言からいきたいと思うんです。まず最初、あと残り10分ほどで、まず1ページ目の前文のところについて、これは前、1回全協でも話は出てこんなことでという話は一たん、久米委員長のときにやったんですけども改めまして、この前文についてこれでいこうかどうか、私読みましょうか。

前文、市民に直接選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」（以下議会という）はその責務として市民の多様な意思を反映するため、合議制機関の機能を十分に発揮して最良の意思決定を行う。また、執行部の監視、評価に加え、自ら政策立案と提言を行うという使命が課せられている。

このことから議会は、市民参加による情報共有、議員間による自由闊達な討議、市長等執行機関との健全な緊張関係、さらには議員としての自己研鑽を実践していくことが本来あるべき姿である。よってここに二元代表制の下、市民に信頼され存在感のある議会を目指して、南あわじ市議会基本条例を制定する。というこんな前文をまずおきました。

これについてはもういろいろ前文あるんですけども、まずはこの辺についていろいろ何かコメントありましたら。改めてですけども。

よろしいでしょうか。前文はこれでよろしいですか。

森上委員。

○森上祐治委員       文章そのものはもちろんこれでええと思うんですが、読み方で、ちょっとその読みやすい少しでもやすいのは、句読点の打ち方よな。ちょっと2行目のそのずっときて、括弧の「市議会というは」で、点を打って読点よ、点よ。そのほうがいいわ。

ずっとって、「ための」というのはこれ要らんのちゃうかなと思って、3行目の「発揮して」で点を打ったほうが全体こう息継ぎなんかして読みやすいと。

○柏木 剛委員長       なるほど、おっしゃるとおりです。いい思います。そんな感じがしてきました。こういう部分も含めて見てくれるの。

そうしたら第1章、総則以降は、ちょっと昼からにしましょうか。ちょっとこの辺で休憩して1時再開ということでお願いします。

(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○柏木 剛委員長 引き続き行いたいと思います。よろしいでしょうか。

まず次、第 1 章、総則（目的）。これは条例制定の目的ということかと思います。

「第 1 条 この条例は市政の情報公開と市民参加を原則とした、議会及び議員の役割、行動指針等、議会に関する基本事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の幸せと安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とする。」というこんな目的、条例制定の目的ですね。

これに対してどうでしょうか。

これ私はどうも、「この条例は市政の情報公開と市民参加を原則とした」というこの文章要らんのかなと思いたんですけどね、どうでしょうか。「この条例は議会及び議員の役割」以下で続いて、あえてまた「市政の情報公開と市民参加を原則とした」という言葉あったほうがいいか、なかってもいいような気がするんですけど、どうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こういう前半部分というのか、このあたりは格調高くしているので、これはこれでいいように思うんですけど。

○柏木 剛委員長 わかりました。これは目的、もうあくまでこれは基本事項定めることによって、南あわじ市の豊かな南あわじ市の実現ということで、これをするためにやるんだということを書いてるところです。

次行ってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 「第 2 章 議会及び議員の活動原則」ということで、第 2 条の議会の活動原則というところを読んでいきます。

第 2 条 議会は、民意を代表する合議制機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1)、これ「議会は」が抜けてるのかな、議会は市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保するものとする。

(2) 議会は議決責任を深く認識し、市政の意思決定を行う。

(3) 議会は市長等執行機関の市政運営状況を監視、評価するものとする。

(4) 議会は市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため独自の政策の立案及び提言を執行機関に提案するものとする。

(5) 議会は市民に開かれた議会を目指し、市民に対して議会の議決等についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

2 番、大きな 2 番、「議会は市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。」

という、この第 2 条について、御意見をお願いします。

印部委員。

○印部久信委員      この(2)の「議会は議決責任を深く認識し、市政の意思決定を行う」やけどこれ、このやつの詳しいに読んでないねんけど、この議会あるいは議員の少数意見の留保ということは、全然出てないように思うねんけど。この議会活動の中で少数意見の留保というのは、これはあれですか、議会の基本条例にはうたうところはないんですか。また、うたう必要はないんですか。この今の(2)で「議会は議決責任を深く認識し」ということは、例えば、いわゆる「過半数の可決ということを深く認識し」ともとれるわけよの。そうだろう。議会で可決されたことは、例え少数意見の反対意見あるいは、そういうものを持っておるにもかかわらず議決責任を深く認識し、市政の意思決定に従うということになってきた場合、少数意見の留保ということはどうなように扱うんかな。

○柏木 剛委員長      原口委員。

○原口育大委員      私は、(5)で「議会は市民に開かれた議会を目指し、市民に対して議会の議決等についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする」という中に議会でどういう経緯があったかいうのは含まれるんでないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長      どうでしょうか。  
印部委員。

○印部久信委員      とにかくな、我々が、よく市民から言われるのが、「おまえら何で議会有れを通したんだ」ということを、どういう議員であってもあらゆる議案に対して、すべてあんたのことは正しいというふうにな、やっぱり市民から「何であの議案を賛成したんだ」と言われるねんな。ほな我々の答え方として、議会の採決によって決まったことに対しては我々はどうしようもないというようなことで、言うことがあるわけよの。だからこの少数意見の留保というものは、どこにどういうふうに表現されるべきもんか、この議会基本条例の中に入れる必要のないもんか、そこらというのはどないなるんかな。とい

うことやけどな。

○柏木 剛委員長           わかりましたが、多分少数意見という言葉は出てきてないように思いますが。

印部委員。

○印部久信委員           だから、どこでどんなような文言で、どんな表現にしてええもんかというの、今言われてにわかに答えることはできらんねんけどの。委員会においても、採決の後、委員会の採決はそれでええけれども、少数意見の留保という言葉でいきよる場合もあるわけよの。委員会においても。

○柏木 剛委員長           原口委員。

○原口育大委員           結局、議事の中で少数意見の留保というのは手続としてあるわけなんで、それは手続としてやられればきちっと議事録に残っていくということだと思います。委員の意見というのは、委員間討議とかもあるので、それも議事録に残ると思いますが、より確実に少数意見の留保しようと思ったら今、印部委員言われたように、今の委員会の運営の中で少数意見の留保という手続があると思いますので、それをされればええのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           いや、そないなってきたらな、ここに書いてあることはすべて委員会の中でやれることまで、あえて基本条例に、うたわいでもええんよの。あえてみんなこれ委員会の中でしようと思ったらできることばかりよの。あえてこの基本条例はあえて制定しよんのだ、これ今。ほなこの基本条例というのこれなかったもいけるわけや。なんじゃこの議会基本条例、せんといかんもんでもなしに、なかったいけるとこの、今までもやってきたし今現在日本国中の議会において、基本条例なしにいきようとか何ぼでもある。あえてその基本条例をつくる場合に、この少数意見の留保というものを、そないしたらええ、こないしたらええと言うんなら、今までどおりであって、あえて今回この基本条例において、そういう文言を差し挟むところはないんですかと、いうことを言いよるん。

ほんで、いろんな理由でこれは基本条例に、付与することは必要ないというならそんでええけど、一遍やなそういうところの、少数意見の留保というものを議会基本条例の中に挿入することができるんかできへんのかを検討してほしいと。そういうことを言いよん。やり方は何ぼでもあるのわかつとる。今までもやってきた。あえてこれをつくる場合にそ

いうことも入れる必要がありますか、ありませんか。入れるんならどういうところで、  
どういう文言で挿入するかということを審議してほしいということや。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今回の印部委員の問題提起について、私も初めてそういう意見を聞いた  
んで、今先ほど言うたちらっと、全国的な他のそういう既にできている基本条例には、そ  
ういう文言はないん違うかというような意見だったんやけども、私としたら今の提言は  
傾聴に値するとか、考える必要があると思うんで、この場で結論出さんと私個人とし  
たらね、一遍勉強させてもらって、まだ時間あるのでこれやっぱり一遍、よそはないから  
うちもほな必要ないという論理やなしに、必要だったらやはり今までもそういう議会内  
でも、いろいろな流れもあるし市民も見てることだから、何らかの形で入れれるものなら、  
検討されたらどうかなというふうに思いますので。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これに関連したやつやけども、具体的なことというと特に下水事業。下  
水事業に関しては、今ここにおける20人の議員の中でも、下水事業を再開する旧町時代に  
さかのぼって、わしはこのことは絶対あかと将来、税負担があって将来行き詰まる可能  
性があると、合併浄化槽でやるべきやと、私は何ぼでも言ったんやけどこないなったやい  
うようなことがあるし、市民から何でなとこういう意見もあるらしい。おまえら何でそう  
いうことしたんやと。そのときに一々議会で採決で可決したんやからこれはもう、議会の  
意思として、議会全体の意思としてはそうであったんやけれども、その採決の過程にお  
いて、そういうような少数意見がありましたよと。こういう少数意見の留保というものを何  
らかの形でできらんもんかなと。何も責任逃れじゃないねんで。責任逃れじゃないねんけ  
れども、そういうような条項があってもええんでないんかな。

○柏木 剛委員長 今回の御意見は、確かにこの会議規則、南あわじ市会議規則の中の第  
99条で少数意見の留保というのがありますね。「簡明な少数意見報告書をつくり、委員  
会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出」要するに少数意見を留保した  
ものが、その意見を議会に議長に提出できるということかな。そんな条項があるんですよ。  
だからその位置づけは、会議規則あるんですけども、そういったことをもってこの中の基  
本原則に入れるかどうかという話かと思うんですよ。

だからここで言おうとしてる、本当は基本の原則として活動原則として、一つは透明性、  
透明性というのはこれ言葉です。議決責任がありますよというのが一つと。二つ目は、市

政の監視、運営責任がありますよと。それから独自の政策とか提言をする義務がありますよという三つ目。それからあとは、市民に対する説明責任と。この四つが一番の大きな原則、活動原則だというこというてると思いますね。

印部委員。

○印部久信委員      議会は議決の責任を深く認識し、市政の意思決定に従うという項目もあるし、それにつけてね、また議会の少数意見の意見に対しても敬意を持って傾聴するとか、それは言葉は別に今適当な言葉浮かんでないねんけどね。やっぱりその少数意見ということに対しても、議会は傾聴に値するものであればそれに対して、聞く耳を持つ。議会も聞く耳を持つというような文言が何らかの形で入れられないんかなというのがあるわけ。議会の総意はそれでええねんで。

○柏木 剛委員長      阿部委員。

○阿部計一委員      私はちょっと印部委員とは反対ですけども、確かに議会の基本条例でその少数意見をここへ盛り込むというのは、ごっつい複雑になってくると思うんですよね。やっぱりそういう少数意見、これ我々でも反対したこともあるし、そういう市民から聞かれたらそれは正直にいやいやこういうことで反対した、こういうことで賛成したという説明はしますわね。それと一般質問とか委員会質疑で、そういう意見は確かに留保されて議事録に残っていきよると。そやからこの中にあえてその少数意見ということは、私はいかなものかなと。私はそない思います。

○柏木 剛委員長      ほかに、いかがでしょうか。  
印部委員。

○印部久信委員      私の意見は、議会基本条例よの。議会の基本条例。そやからそれはもう大原則は採決による過半数で、採決していきよる。それはもうわかっとる。けども議会の基本条例ということに対したら、そういうような少数意見に対しても議会は傾聴すると。それに対しての意見に対しては、真摯に聞く耳持つというような、そういうところも議会の基本としてよ、過半数でやってしもたさかい少数意見はそれで終わりじゃなしに、そういう意見に対しても大切な意見がある場合に、やっぱり真摯に聞くと。ただ、採決による答えを覆すやとそんなこと言いよるん違うでな。そういうような議会も、そういう意見も聞けるというようなことがあってもええんじゃないかと思う。基本条例の中に。とにかく採決で勝て終わったという場合に次というのでは、いかがものかと思うの。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやそやから印部委員も言われるのもそれはそれも一理あります。私、少数意見、基本ですから十分そういう議決するまでには、議論をしてやっているんですからね。ですから、これはもう基本条例にするのであれば、このそういう少数意見というものは入れなくても十分理解できると私はそない思いますけど、私の言ってるのも基本やと思いますし、印部委員さん言ってるのも基本やと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 あれ、委員会等で少数意見を留保すると言うた場合によ、それは議会の会議録に残って、その言葉は議会の会記録に残つとるというだけのことか。これは。

○柏木 剛委員長 ちょっと一遍事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） まず、少数意見の留保についての、方法を説明します。

少数意見というのは、これは委員会で議案採決して、否決されものについて、1人以上の賛成があれば少数意見の留保というのができます。その留保した意見については、この会議規則にも書いてあるように簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が議長に提出されるまでに、委員長を経て議長に提出します。そしたら本会議で、委員長報告しますよね、付託案件の、そのときにその少数意見についても報告がされるというのな形になってきまので、委員会録にも、本会議録にも残ります。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私の今までの、南あわじ市の議会の経験の中で、少数意見の留保という言葉聞いたの一遍だけあったんです。それは、政治倫理条例の改正して、阿部委員長のときに中村議員が少数意見の留保という言葉を使ったことがあるんです。そのときに、今事務局が言われたように、少数意見の留保という言葉で言われたんやけれども、賛同者プラス1というのはなかったような記憶しとんねんけどな。それどうなってます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっとそのときのことは、はっきり覚えてないんですけども、中村議員が少数意見の留保という申し出をされたのは覚えております。で、したけ

ども、それをその委員会で諮って少数意見の留保とするというような形ではなくて、そういう少数の意見もあったということを記録にとどめておいてほしいというような、そんな言い方で正式な少数意見の留保の申し出ではなかったように思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことですね。そうですね。ですから、あのとき阿部委員長は、本会議のときにその少数意見の留保というのを正式なものじゃなかったさかい、本会議場で言わなんだと思う。正式でなかったさかい。その場合仮に、中村議員が少数意見の留保というて発言して、賛同者1人以上がおった場合には、今事務局が言われたように上へ上がっていった委員長報告のときに、本会議場でその発言があるわけやね、本来なら。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） この前の倫理条例の改正のときは、特別委員さんで検討する中でそういう意見があったということなんです。そしたらこの会議則に出ている、少数意見の留保というのは、付託された議案について委員会で採決をした後に、否決されたときに提出されるものなので、ちょっと性格があのととは違うように思います。

○柏木 剛委員長 今のお話、どっちかというところの大原則的な役割として4つ5つ挙げた中身とは別に、第5章に委員会活動の強化という言葉があるんですけど。  
印部委員。

○印部久信委員 いやいや、委員長ね。少数意見の留保が、そういうような今言われたような取り扱いができるんならね、できるんなら、ほんで賛同者が1人があって、できて、本会議場で委員長報告で本会議場でそういう少数意見の留保があったということを、本会議場で言えるんならば、私はあえてこの基本条例に入れなくても辛抱できるねん。そういうようにきちっとできんねやったらな。今までそういうようなことが、きちっとできたん見たことなかったさかいにな。少数意見の留保というものをに入れてほしかったんやけど、そういう手続上でできるんなら、まあ入れる文言があつたらええねんけど、あえて入れてもらえんでも構わんけんけどの。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見。蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この第2条を見ますと合議制機関という、これがクローズアップされ

ているものだと思うんです。ただこの5つの中身を見ますと、合議制機関であるという特徴を説明しているようなものでもないように思うんです。第2条という条文の表題と内容とがどうもかみ合っていないような感じがするんですけどね。つまり合議制、印部委員が言いつた少数意見の問題には合議制との絡みで、かなり重要なポイントやと思うんですけども、この合議制機関とは何ぞやということも少し具体的にすることが、この第2条では大事なんではないか。例えばこの監視、評価というのは二元代表制に関連するようなものにも思うんです。だからそういう二元代表制と合議制機関というのは一つの議会の柱になると思うんですけども。そのわけ方なり説明の仕方なりが、整理されてない内容になっているように思いますので、もう少しこの第2条というのは、中身を変えたほうがいいんじゃないかなと。全般的にですけども。そんな印象を持っておりますけれども。

○柏木 剛委員長 上に合議制機関というのが、ボンときてますからね。じゃ合議制という言葉に該当するようなものというのは、この5つの原則の中には出てないんじゃないかというような。だからあえて議員を代表する機関として、合議制という言葉なかったらもう少し違うかもわからんですけど。ある以上は、何かちょっとその言葉があらわした合議ということに対する表現がないんじゃないかという御意見ですね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、柱がその議会の柱というのはやっぱり、前文にも書いてあると思うんですけども、合議制という柱と二元代表制という柱があると思うんですよ。これ、私の理解なんですけども。ですから議会の活動原則というのは合議制機関であり、二元代表であるということが、柱としてきて、その中身をうたわれているということが、第2条としては、一番的確でないのかなというのが、印象としてあるんですけどね。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 第2条ですから大事なところなんですけども、そのクローズアップはやっぱり議会の活動だと思うんですね。それは当然合議制機関は、機関やけども、議会の活動原則というくくりで、挙げてあるものでから、ありきたりな、当たり前のことを書いてあるのもいたし方ないと思います。ですから合議制の説明でなくてもええかなと思うんですよ。

○柏木 剛委員長 ということは、合議制という言葉をあえてこの第2条の中から外すとかという。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 前の前文でも書いてますし、あれなんですけども、活動原則という焦点に絞ったほうが、中身わかりやすいのかなと。合議制の説明ではなくてね。

それと先ほどから、印部委員が言われている少数意見のことなんですけども、委員会のほうで担保されているということなので、そこはもう大原則という考え方でまとめたらいかなと思うんです。

次の議員の活動原則ということも、ちょっとにらみながらね。

○柏木 剛委員長 そうですね。今、私もちょっと蛭子委員が言われて合議制機関という言葉が頭にある以上は、ちょっとこの内容がその合議制という言葉に全く触れてないような感じがあるのは、ちょっと同感のところです。したがって、この民意を代表する機関としてというこの合議制という言葉はあえてこの場では要らないのかなという気は私はちょっとするんですけれども。

代表機関である、民意を代表する、代表機関。

森上委員。

○森上祐治委員 私はこの第2条で、合議制機関と入っているということは何も矛盾は感じへんです。というのは、今、久米議員おっしゃったように、この第2条の基本的な考え方というのは、議会の活動原則なんやな。この合議制の中身な何なのかと。例えば、極端にいうたら、地方議会で合議制でない状態というのはどんなもんかと考えた場合に、例えば特定の長年の、まあ南あわじ市はもちろんそなんおれへんねんけども。悪いボスがおってやね、町とか市長と結託して2人で議会の動かしとるやとかね。そういう力づくでやった場合はそら合議制では言えないわな。そういうこと考えたら、公平性、透明性というのは当然関係してくるし、やはり合議制の中身を考えたら、こういう5つの項目が具体的に、今までのその議会の歴史からしたら大体共通的に出てきとんだらうなと、私はずっと読みよったんですが。だからこれは、さっきのように合議制と二元制というのは、これは議会の二大原則とあるんですから、この第2条で出てきとるということもやっぱり大きな意味があると思うんですよ。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合議制という意味というのは、市長が1人やと議会は10人とか20人複数であると。1に対して対向しうるのは多数決というか、その数がまとまることによって、市長に対向できるという、理論的になってると思うんです。ですから議会というのは、まとまって対向するものやと。これがこれまで学んできた中身でなかったかなと思う

んですよ。そやからそのそこに議会としての特徴があって、まとまるということの意味とか、それとそれによって市に対して拮抗する、対向する力というのはそこにあるんだという、そこが議会の値打ちなんではないかなというね。それが議会の基本的な姿だというような。こういう考え方というのはなかなか、広く知られているようで知られていない中身なのかなと。市長は1人で力持つ。議会は複数がまとまって力を持つ。その2つの違いがある。そこに拮抗関係が生まれ、緊張関係が生まれる。こういう流れがいろんな中身に書かれている、本に書かれてたり、議員権などにも書かれているような、理論的、基本的な原則というのが。そういうものをやっぱり基本ですから、基本の中でしっかりと踏まえておくということが、基本条例としてふさわしいのではないかなという意味合いでちょっと指摘させてもらったわけなんですけども。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 3条。第3条見てください。

3条の「(1)、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。」ここでも合議制の機関であることという言葉が出てきてるんですよ。だから2で、わざわざ合議制機関ということを行わなくても、3条に出てきてるんでしたら、その民意を代表する合議制という言葉を外しても、その議会の役割というのは、第3条で出てきてると思いますのでね、2条は合議制という言葉は省いてもええんではないかなと。同じ言葉が2回も出てきますのでね。どっちかと思うんですが。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私が言っているのはそういう言葉、出てきてるとかいうことではなくて、中身がわかるようにしといたらどうですかということを行ってるんです。こんなん出てくるのは出てきたらそれでええという問題じゃないと思うんですね。だからその中身が、どういう特徴で、どういう原則があるのかということを示しておくことが、基本でないのかということを行うとるんです。そういう意味なんです。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ですから、僕はその第3条で、その議員はというその役割のところに、民意を代表する合議制機関とかそういう内容をちょっと文章変えたとして、第3条でうたえええんではないかなと。そうしたらちゃんと、その自由な討議を重んじるとか、市民

の代表に勤しみ活動するとか、そういう合議制という内容が3条の中に含まれてくるんで、いいんではないかなという思うがします。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その議会の特徴というのか、議会とは何ぞやという基本の話をしてるんで、やっぱりそれは論理的に筋道立ててやっていくと。だから議会の前文の中で、この基本条例の柱、哲学理念ですな、これが書かれとるわけですね。そして目的があって、活動原則があると。その議会の活動のありようの原則が何かということ言ってるわけですから、その議会の活動原則は合議制という柱と二代表制という柱に集約される。総括されるということでないのかということで、そのそれぞれの内容を示しておくことが論理的に見て、わかりやすいものになっていくのではないかなと。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっとここで、合議制と独任制ということで少し簡単な説明なんですけどもさせていただきます。

まず合議制機関、議会は合議制の機関ということは、複数の人が議員さんが寄って合議、議論をして議会としての一つの方向づけ、方向を決定していく機関ということになります。市長のほうは、今、蛭子委員言われてる1人というんですけども、一般的に独任制と言います。どくは独立の独、それとにんは任されるという字で独任制の機関と言います。ということは市長は1人ですべてを決定していくと、市長が政策なりを1人で決定して、提案してきたものを議会は、この第2条の1号からずっと書かれているようなことを合議によって、政策の決定なり、市政の運営状況の監視、評価なり、政策の提言なりを執行機関にしていくと。これはあくまでも基本は合議で行いますよというようなことで、この第2条のこの合議制機関というのは書かれているのかなと思います。

他市のこうちょっと条例を見ておりましたら、合議制機関としているところもあれば、議決機関、市民を代表する議決機関としているところもありますし、市民を代表する機関としてというふうな、シンプルな書き方をしているところもあります。

以上です。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ今、次長これはもう議員として常識的なことを説明してくれたんやけども、要はこの第2条については、これ議会は民意を代表する合議制機関として、次

に掲げる原則に基づいて活動すると。これは今現実にそういう形で議会運営というのはなされとるわな。そやから、その中で要は、そういう印部委員が言われた、その少数意見ということここへ入れるか、入れないかということ今、議論しよるんやの。これはもう鶏が先か卵が先かというのうなことで、これは印部委員言われる部分もこれは基本でないかというのもそら一理あると思いますし、私言ってる十分合議をしてそういう意思決定したんやから、そういうその少数意見というのは委員会当時も十分発言するし、または市民に聞かれたら堂々といや何で反対したんや何で賛成したんやいわれたら、いやそれはもう合議制でこういうことになったけど、私はこういう形で賛成、反対したということは、我々はそういう議員活動やってきてますわな。ですから基本条例の中に少数意見というものを入れるのであればね、これはここで、幾ら議論してもなかなかこれは結論出ないと思うわ。そやから、こういうことはそらもうちょっと後回しにして、ほんでいかなんだら、私はもうあくまでもそんな、1人の賛成があれば少数意見を留保するやいうことを基本に入れるとね、私はとんでもないことになってくると思いますよね。

○柏木 剛委員長      今の話はもう。今は言葉の合議制。

今の蛭子委員が言われてるのは、この一番最初に出てくる合議制機関という言葉です。この言葉にこだわってる部分があるんですよ。今おっしゃられたように、事務局に言われたように他市の例を見てもこの合議制機関というのは、ここに入ってないんですよ。だから私の一番最初的时候にはこれなかったんですけど、これどこかに入ってきたんですけどね。

阿部委員。

○阿部計一委員      ちょっと待ってくれ委員長。済んどるや言うて、それそういうことをはっきりと何やうにやうにやと言ひよるだけでやな。そなん済んだや言うのとれへん。

○柏木 剛委員長      いえいえ、その件はもうそんな格好になったと、私はもう認識して前へ。

印部委員。

○印部久信委員      そういうような少数意見の留保でよ、委員会でいけるんなら、あえて私は挿入する方法があればええねんけど、なかったらそれで結構ですよということや。

○柏木 剛委員長      ですから今はその合議制の機関という言葉についての、これでもう含んでいるのか、この言葉のままでも別に構わないのかという部分を今ちょっと今、考えてとこだというふうに思ってるんですけどね。

ほかの御意見ありましたら。

阿部委員。

○阿部計一委員      いつ終わったか知らんけど、私は知らん、そんなはっきりとしたのは出てないと思う。

合議制機関やよってよ、この少数意見というものを入れなんだらということ言いよんのかうか。

○柏木 剛委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      ちょっと言い方わるかったので、そういう理解になったかと思うんですけども。議会前文でうたっているように、合議制ということと二元代表というのが、大きくこれは私の理解なので、そら皆さん見解違うんかもわからないんですけども、その地方議会という二元代表なり合議制というのは、市長との対向関係の中で出てきていることであるだろうなと。議会というのは結局三権分立、国会で言えば三権分立ということになるんですけども、議会と市長というのは緊張関係というの也被言われているわけなので、そこから考えたときに何を持ってその緊張関係をつくっていくか、議会としての力ですわね。これがどこにあるのかということで、そこに合議という全部で決めて、そしてそこで議論したことが力を持つんだと。こういう解釈ですので、そういうものが少し具体的に出されていることのほうが、議会としての活動原則というのを理解する上で、基本となるものになるんでないかと。それは当然そういう合議ですから、多数と少数という話も当然出てくる。そういう中で少数の問題というのは当然かかってくる話であるけれども、その合議制という問題というのはいっぱい大事な問題として、具体的にもう少し触れておくほうが、この活動の中身は先、出てきとるわけですけども。その理念というか、やはり基本条例という理念や基本ということが大事でないかということ、思てそういうふうに言うところなんですけども。

○柏木 剛委員長      わかりました。そやからこの1から5までの5号のうちの、1番の中に合議制という言葉を含めながらもうちよつと表現を変えるか、あるいはもう一つ独立した、号をふやして合議制機関について一言入れるか。

阿部委員。

○阿部計一委員      合議制機関やいうの合議制機関でこれなんじゃこんなん考えること、このとおりでええんとかやいますか。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 二元代表というか議会の意思のことについては（２）で、市政の意思決定を行うというのがあるわけで、結局市長は何ぼ独任制で提案しようとも、議会が議決をせんかったら執行できへんわけで、あくまでも市政の意思決定は議会の側にあるんやと思います。だから、合議制機関としてという部分は、ここら辺にその中身についてどういう手順を踏むかということをする説明してありますけども、もうこの市政の意思決定を行うんだということを明確に書いてありますので、私はそれで十分だというふうに思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 蛭子委員先ほど言われたように、もうこれはもう中央は議院内閣制、我々は大統領制でやっている、そらそういう蛭子委員が言われるのはまさに正論やけども、わしはやっぱりこの大統領と、首長ですわね、首長と、我々は２０分の１ですわね。選挙の票もこれはもう１０倍から違うんですから。そういう中で権限がもうおのずと月とすっぽんぐらい、これ表現悪いけど、違う、そういう中でこれはやはりそういう首長は、やはりその行政を円満に行くために、その議会をいかにこの自分の意思の思うままに動けるようにやっていく。これはだれだってやれることやって、日本中のそういう地方自治体も常にそういう与党、野党いう言い方はいかなものかと思うけども、やはりそういう中で、いってますからね、これは何ぼどうこう言うたところでやっぱりそういう少数意見というのは、意見として何してもやな、委員会とかそこらでもそら利用されても、やはりそのどうしても、やっぱり多数決ということが優先されていくんであるんで、やはりその辺がどうこう蛭子委員らと何かちょっとこう意見が違うように思うんですけども。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も今、阿部委員おっしゃったようにその第２条のその合議制機関というのは、これはもう当然ここに出てくるべきやと私は思うんです。というのは、蛭子委員おっしゃったそのいわゆる前文に書いてあるその二元代表制と合議制機関。いわゆる執行部に対向云々というのはどっちか言うたら、二元代表制という立場でのあれなんよな。だから合議制というのはここに１からずっと書いてあるように、以下に第３条でその言論の府と、出てきてるようにいわゆる民主的な手続を踏んで、十分議論をして議会として意思決定していくと。これが民主主義の大原則であるというこれが合議制ということだろうと思うんで、やっぱりその議会の活動原則ということを第２条に挙げるのであれば、冒頭に私は合議制機関がくるのが妥当であるなというふうな認識をしております。

以上です。

○柏木 剛委員長            ちょっとほかに何か御意見ありましたら。

久米委員。

○久米啓右副委員長            合議制機関という言葉は大事なんです、ここの2条の一番の大事なのは、議会の活動ということに焦点を当ててますので、その議会の活動をちょっと飾る言葉として合議制が出てきてるんで、そこはこだわらんでええかとは思いますが。ですから議会の活動は、公正、透明性を持って意思決定してその政策の執行に監視、評価してまたは独自の政策提案して、またその議決に対して市民に説明するということを言いたいわけですから、合議制があろうがなかろうかというたらへんですけども、議論すべきは我々の活動、議会の活動原則と、これでええんかどうかということだと思えるんですけどね。いや、あってええと思えるですよ。僕はそれでええと思えるんですけども。前文にも出てきてるということもあるんで、余りしつこいかなという気がします。

○柏木 剛委員長            これを私、済みません、まとめるとしたらね、これ結局この合議制機関という言葉を外すか、あるいは入れるんであれば何かこの合議制機関に関する言葉をどこかの1号か5号の間の特に1号の上ぐらいのところでね、もう一つ何か言葉を足すかこの2つだと思えるですよ。そんな感じなんですけどね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員            先ほど事務局から説明があったように、この独任制市長との対向関係の中で出てきてる言葉という理解をするんですけどね。この合議制というそれは会議ですから大抵は多数決で決めるというふうな話に当然なるんですけども、合議制ということは、これが1人ではなく議員が集まって対向するという意味なんでしょうね。その中身が合議制ということの意味がもうちょっとわかったほうが、割とわかりにくい言葉のように思うんですけどね。どんな組織であっても決めるときは多数決を原則として決めるというのは、これは民主主義の基本なんだろうけども、この合議制そのものの言葉として使われたとしても、言葉の概念としては、どういうことなのかというのが、わかりにくいように思うのであえてその前のほうで説明をしておいたほうが、全体的に理解が論理的に進むんじゃないかというようなことをさっきから言ってるわけなんです。論理的にわかるようにしといたらどうですかという、そういうニュアンスで言うとするわけなんですけどね。

違うんでしょうか。わかるんでしょうかこれで。

○柏木 剛委員長            わかります。いや、言われてることはわかるんですけどね。

これは結局私にも、ちょっと結論的にはちょっとこれ預からしてもらえないかなと思うんですけど。一つは合議制機関という言葉はもうここに入っているというふうに解釈して、このままでも構わないと。もう一つはやっぱり合議制機関というのはちょっと今ここに入れてしまうとその解説があるんじゃないかという、合議制機関という言葉を外すか。3つ目は、合議制機関入れた以上はもう一つこの合議制機関に対する定義的なことをもう少し入れるべきかという、3つの方向があるかなと思うんですね。

阿部委員。

○阿部計一委員      合議制の機関じゃなかったら議会というたら何の機関なんよ。そら合議制で、わし、大概頭悪いけど合議制機関いうたらそら皆さんよって議論して、出ることでしょ。なんじゃこれその方法がやなんじゃそないへんなほうにとる必要ないと思う。

○柏木 剛委員長      あえて解説も要らんじゃないかと。  
久米委員。

○久米啓右副委員長      これ解説書と違うんやから、議員さえわかっておれば、そら市民にも見せるけども、市民向けにつくってるんじゃないくて、議会の方針をつくってるんですから、そんなに細かいことを書くと余計意味がわからへんようになる可能性が。  
阿部議員のおっしゃるとおりやと。書かなくても。

○柏木 剛委員長      このまま合議制機関という言葉があっても別に構わないんじゃないかということですね。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員      これ大概ようできとんのよの。これに一々解釈をつけていきよったら、変えたところでまたその変えたことに、解釈はどうなという問題も出てくると思うんで、これはもうこんだけようできとんねやさかいこんでええのやか。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○蓮池洋美委員      それでもうこれで進めていったらは。

○柏木 剛委員長      はい。印部委員。

○印部久信委員      ちょっと話題変えてええかな。

○柏木 剛委員長 いや、できれば今の件だけでも話して。変えないほうがちょっと。

できれば今の件について。蓮池委員のお言葉のように、これで別にそれはそんなに深く考えなくても、これでも十分理解できるんじゃないかという話。もう少し一ひねり、蛭子議員の言うた一ひねり要るんかどうかというのはちょっと私もまだ迷うところなんですけど、一回これでいしましょ。どうですか蛭子委員。ちょっと私も若干ひっかかるところあるんですけども。

○蛭子智彦委員 少数意見の留保。少数意見なんですけども、結局その合議制というニュアンスは本当に皆さん理解してるのかなというのは、ちょっと疑問に思ってます。それだけです。

○柏木 剛委員長 じゃどこかのチャンスとか何かまたあればちょっと後のほうでも出てきますし、ちょっとペンディングといえますか、一応ここはちょっと留保した格好でちょっとまあ一応これでいきますけどね。今の言葉だけ十分意識した上で、後半のほうにと思いますが。印部委員。

○印部久信委員 これはちょっと2条に中で話題変えてよろしいか。

(3) のもう細かいことなんですけど、議会は市長等執行機関の市政運営状況を監視いうねんけど。この「市長等」という言葉が要るのか、それともう1点「市長等」という執行機関は何を指しとんの。あえてもう議会は執行機関の市政運営状況を監視、評価でええんちゃうなかと。私はこの文章を読んで、細かいことやけどと思たんや、それでないと「市長等」というたら、市長は確かに執行機関やけど「等」という執行機関というのは思い当たらんねんけどの。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私もこれひっかかって、あえてな私が考えたんは、この等のところには、教育委員会は言っとるのかなと思たんや。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 部局が違うからな。そやさかいあえて、この「市長等」を入れないで、議会は執行機関の市政運営状況を監視で、ええんでないんかなと思うねやけど。

○柏木 剛委員長            いかがでしょうか。

市長その他の執行機関というのが適切かもわかりませんが。ちょっとその他のほかの議会条例見たら結構「市長等、執行機関」と使ってるんです。

事務局。

○事務局長（高川欣士）            私も勉強不足ですけど、先ほど言いました、市長等の等は、各種行政委員会のことを指していると思う。当然部局が違いますので、職員の任命する場合も違いますんで、当然それぞれ独立したものでありますんで、そういうことで、くくってるということなんで、それが執行機関といった場合にそれが全部くくれるのかどうかですね。ちょっとその辺のところは、読み手にとって難しいのかなというふうな気がします。だから、教育委員会が執行機関になるかといわれたときに、例えば、監査委員事務局でもそうですけども、あとは農業委員会なんかも果たしてそれがイコール執行機関なのかなということで、市長等で、市長は必ず執行機関ですけども、それ以外の各種行政委員会が執行機関といったときに、その一くくりの中に入ってしまうのかちょっと、その辺ちょっと勉強して考えてみたいというふうに思います。

○柏木 剛委員長            印部委員。

○印部久信委員            そやから局長ね、この執行機関という言葉で、南あわじ市の市長、今言われたほかのもろもろの執行をくくれたらもうこういう文言は要らんわけやの。くくれんねやったら。けんどそれがくくれないいうなら、入れとかんといかんのかわからんけど。そこよの。それだけのことやけどの。

そやから、そこいいよんだけのの。どうこう言うんじゃないねん。

○柏木 剛委員長            事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）            市長、部局のほか教育委員会等の行政、行政委員会も執行機関ということに、この解説の本ではなっております。

○柏木 剛委員長            ということは。

印部委員。

○印部久信委員            もう一遍きちつと言うて、ということは「等」を「市長等」と入れとかんと、南あわじ市の執行機関は、くくれないということ。

○事務局次長（阿閉裕美） 入れなくても執行機関で。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 で、くくれるんな。執行機関でくくれるんやったら。そやから、議会は執行機関の市政運営状況を監視せでも、くくれるんやったら、あえて「市長等」要らんのちゃうの、と思うねけど。

○柏木 剛委員長 じゃ、それでそうしましょうか。

○蓮池洋美委員 事務局にちょっと聞きたいねんけど。教育委員会部局と市長部局とはおのずから違うと言いながら、選挙されるのは市長やの。で、教育委員会の任命をするのも市長やの。こないだから大阪の問題を見聞きしよったら、教育委員会やこうもう市長の思いのまま、こんなもん部局で外れてへん。ああいう解釈もできるんやの。そやさかい、その「等」という解釈も今意見が出た、教育委員会部局、部局という話についても、我々も今回はっきりと知っときたいとこもあんのよの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） それでここでは「等」という言葉も使っておりますけども、その他行政委員会。いや、その他執行機関というふうな書き方をしているところもあります。一応「等」という表現をしていますけども、そういうその他執行機関というふうな表現をして。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやからね、委員長。委員長もうこれは整理せんかよ。

議会は執行機関という言葉ですべてくくれるんやったらそれでええねから。それでくくれへんのやったら、今言うたように等のかわりに今言われた言葉をつけてでもやるとかしたらええねやけど。くくれるんやったらあえてしないでええんちゃう。

○柏木 剛委員長 はい、じゃ、それを結論とします。  
久米委員。

○久米啓右副委員長 ここ議会の活動原則ですからね、やっぱり議会对市長という構図

がありますから、やっぱり市長という文字はちょっと外すと、この辺の条文の何か威力、威力というのが薄くなってくるような気がするんですが。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 僕も賛成です。二元代表って、先ほど来議論があった中で、やはり「市長」というのがないと、ここが今言われたようにぼやけると思います。

○柏木 剛委員長 「等」と言わずに「その他の」という。「市長その他の執行機関」という。  
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどの蓮池議員の発言されましたけども、教育委員会との行政、これは言葉悪いけど、我々の議会経験してから、これははっきり言うてほな教育長は、それはもう首長の言いなりいうたらいかんけど、もう一体になってやいうのこれも現実よの。そんなんじゃ何の権限もあれへん。いやほんま、これはしゃあないねから、自分が任命してやっとなねから。特に教育委員会いうようなもん。教育長にはもの言われへん。特に校長なんかも、これはもう教育長のとこ行ったらそれこそもう一言も言えんような、ほんまそういう状況あんねんな。そやからそれはもうほんまは、そういう区別してやらないかんねやけども、やっぱりそういう縦割りというかな、できてないのはもう現実やな。そやから今言う、市長はやっぱり入れておいたほうがええんとちゃうかなと。

○柏木 剛委員長 「その他の」としましょう。ありがとうございます。  
今の文は、そういうことで、ここは「議会は市長その他の執行機関」ということで。  
はい、じゃこれでちょっと休憩します。5分まで休憩ということでお願いします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時 5分)

○柏木 剛委員長 議員の活動原則ということで、第3条。

議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

(2) 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに自らの

資質の向上に努め、市民の代表者にふさわしい活動をするものとする。

（３）議員は、特定の地域、団体、及び個人の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

（４）議員は議会活動について、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

この第３条について、ちょっといろいろ御意見伺いたいんですが。

印部委員。

○印部久信委員      ３条の（３）な、これは議員は特定の地域、団体、及び個人のにとどまらず、市民全体の福祉の向上、これ大体こんな言葉をよう聞くねけんどよ、この福祉の向上を目指して活動するということは、この福祉の向上というのはどんだけのをこれ包含しとるのでこの言葉というのは。この言葉以外に、市民のことを包含する言葉ないんけ。何かこれをもうちょっと広いにこう言える。

これで大体この市民のあれをもう包含しとんのけ。言葉として。

もうちょっとこの、市民のあらゆることについての、この言葉を包含する言葉いうのはないんか。

○柏木 剛委員長      福利かな。正しくは。福利のほうが。福祉やない福利ですねこれ。事務局どうぞ。

○事務局長（高川欣士）      蛭子委員がおっしゃいましたですけど、地方公共団体の役割と制度の制定という自治法のもう原則中の原則のところですね。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるということで、このときの福祉というニュアンスとここでいうニュアンスは、これは幸せというかですね、幸福というかそういうことだというふうに思います。だからもう非常に包含してるんで、行政が使ってる健康福祉とか、その福祉というよりももっと広い意味の福祉ということであると。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      とにかく市民のことに対しての、これ以上の包含しとる言葉はないわけや。それじゃしゃあないわ。それだと、大きな字で書かなしゃあないんじゃ、あとは。

○柏木 剛委員長      あれ、福利という言葉もあるんですけどね。ほかの、福利という言葉と福祉は、やっぱり福祉のほうが広いんですか。

印部委員。

○印部久信委員       なるべく聞きなれて言葉からいうたらちょっとこう偏って、全部包含しとるような言葉のようには思いにくいけど。通常使いよることから言うたら。これ以上なかったらしゃあないは。

○柏木 剛委員長       ほかに何か。今の件はそういうことで。

4つ言うところは、議員の活動原則は4つあって、議員間の自由な討議を重んじなければならないというのと、資質の向上を努めて、代表者にふさわしい活動をすることと。3つ目は、個人の代表じゃなくて市民全体の代表であるということも福祉の向上を目指すものと。それから市民に対する説明責任、4つだけを言うてるんですけどね。議員の活動原則としては。

じゃ、こんなところで、いきましようか。

次、「第4条 議会改革の推進」という項が次にきてます。

第4条 議会は議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

というこの2つです。

議会改革の推進という項ですね。何かつけ足すなり、何かあれば。

原口委員。

○原口育大委員       これは後ろに出てくる見直し条項との関係ととらえていいんですかね。

この検討というのは、この条例自体のことについて、検討組織を設置して改革をとめないようにやっていくというふうに、最後に出てくる見直し条項と同じようなことかなと思うんですけど、そう理解していいんですかね。

○柏木 剛委員長       久米委員。

○久米啓右副委員長       この検討組織といういは、その議会改革推進のための、検証するための組織という性格のような気がします。例えば、議会報告会をしっかりとやっていきよる。それは広報広聴委員会が将来するかもわからへんし、その例えば、この基本条例がつくただけで達成できるものではないということなので、その委員会ではないかと。私の思いですよ。

○柏木 剛委員長       森上委員。

○森上祐治委員      私はこれ理解したんは、視察に行ったときに基本条例が制定された後も、議会改革委員会というような、特別委員会か常任委員会か知らんけども、幾つかの議会でも設置ずっと継続してされてましたようね。そういうことを言いよんのかなと思たんですけど違うんですか。

○柏木 剛委員長      いや、そうですね。改革のための委員会を設置することができるというのを委員の構成する委員会が設置することができるということを言ってるんです。原口さん言われたその見直しちょっと、私まだぴんときないんですけども。言われてる意味がちょっとわかってこなかったんですけども。どういうこと、どの辺、指してます。

原口委員。

○原口育大委員      9章の最高規範性で見直し手続という中で、20条あたりかな。20条とかで、常に検証して見直しも必要だったらやっていくというふうなことなんですけども、今、久米委員とか森上委員の話を聞いてると、それも含めることになると思うんですけど、改革に取り組むため必要に応じてですから、ほんまに改革を進めるために必要ならば、そのための組織も含めて、あるいは見直しのための組織も含めて、両方包含してるのかなという気がしてきましたんで、僕はこれでいいのかなと思います。

○柏木 剛委員長      わかりました。そうですね。ここで言うとなんのは、この見直しだけいってますけど。絶えずもし何かこういう課題が出てきたときには、そういう検討委員会をつくりましょうということですので、議会改革に関して。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員      特別委員会というのは、もともと基本的に問題があって、何か提案事項なんかのときに特別委員会をつくるというのが目的なんで、その目的を達成したときには、別に委員会なかってもええんであって、いつでもこういうふうな検討組織を設置するいつでも、こういうものが立ち上げられますよという意味と違うんですか。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      委員長、ちょっと私も今、言おうと思ってたんですが、この2の構成する検討組織を設置するものとするでなしに、設置することができるでええん違う。そのほうがわかりやすいかなと思うんやけどな。

○柏木 剛委員長      原口委員。

○原口育大委員        そうしたら、事務局に確認ですけど、こういう場合は任意の協議会的なものをつくって、というふうに考えればええんですかね。特別委員会というとまたちょっと、議会の議決とかいう話になるんで、常時、常時というか任意のものだったらこの条例でうたっておけば、すっとつくれますというふうな考え方なんですかね。

○柏木 剛委員長        事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）        任意の委員会とすることもできますけども、やっぱり任意の委員会というのは、公務災害の関係もかかってきませんので、特別委員会ではないんですけども、協議または調整を行うための場ということで、今、南あわじ市議会では議員協議会とあと、会派代表者会議を規定して、公的な会議の位置づけをしております。ですから、それと同じような形にすればよいのではないかと思います。

○柏木 剛委員長        次に進んでよろしいですか。次にきてるのは、会派という項をここに持ち込んでます。

（会派）第5条 議員は議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

ということです。

何か御意見ございましたら。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員        これも議会の基本で運営上の問題ですね。こういうのは、ここで言わなくても運営規則ぐらいのことで、その基本条例のね、内容として必要なものかなというちょっと疑問があるんですけどね。この条文はね。

○柏木 剛委員長        その辺どうでしょうか。どう思われますか。  
印部委員。

○印部久信委員        これは事務局に聞きたいんですが、議会基本条例をうたってなかったも、会派、今やっとするこの第5条に書いてあることは、基本条例を制定しなくても今当然やっておるん。いけるわけですよ。この2、3のことについたら。だからあえて基本条例でうたわなくても、会派は今現実にできてますし、同じようなことをやっておると思う

んで、基本条例であえてうたわんなんのかな。

○柏木 剛委員長           事務局、済みません。

○事務局次長（阿閉裕美）           会派に関しては、会派規程というのがございます。会派規程につきましては、会派の趣旨、済みません違います。会派の結成の手続的なことを定めております。ですから、この基本条例の第5条のほうに書かれてるような、こう理念とか会派での、第3項のようなことは会派規程には規定されてません。ただそういう会派としてはそういうことをするために、会派を結成するということだろうとは思いますが、会派規程にはそういう具体的な記載はありません。ですからこちらのほうに、挙がってるのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           基本条例コンパクトがええというようなことから思うんですけど、これがないとその基本条例のものにされないというような感じでもないように思うんですね。やはりこうわかりやすく、理解しやすくしていこうとしたときに、これがあえて要るのかなという印象なんですけどね。

○柏木 剛委員長           何か御意見。久米委員。

○久米啓右副委員長           コンパクトを目指すということではそういうことなんですけど、十分今でもコンパクトかと思うんです。会派に関する規定が、条例化されてないんですよ。ですから、会派の条例化という意味で、ここに挙げてあると思うんです。ですから条例化という意味で、このまま残してはという意見です。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           そないなってきたらね、これもうちょっと踏み込んだことに言いますと。議員は議会活動を行うために、今うちは会派ですが、政党を結成することができるようにも置きかえられる。政党を結成するとね。現実の話同じ市議会であつても、大きな市議会は、政党を結成して議会活動やってますわね。そやから、通常の市議会でも自民党、民主党というて政党を結成してやりおる。共産党、政党結成してやりようやな。そやさかい、そないなってきたら、議員は議会活動を行うために会派を結成することができる。あるいは政党を結成することができるとも置きかえられる。議員活動を行うために。そや

からあえて、今、南あわじ市には会派についてのことがあるねやから、会派云々について会派を結成することができるということは、あえてで、議会基本条例でうたわんなのかな。

ほな、できてもできないでも政党も結成することができるということも、基本条例には書いていかんといかんの違う。これを挙げるためには。政党も結成できる。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 委員長一つよろしいか。私もこれ一つひっかかんのが、その会派政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成となつとるわな。これ理念を共有やいうことは恐らくないと思う。そやから、こんなこれを書くとな、それは理念やそなん絶対違うと思うで、そら合う人もおるけどよ。そういうことちょつとこう。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これを入れるんやたら、ほんまに地域政党とか、我々の目に映ってない政党いうのはようけあるはずなんや。あるはずなんよ。そんな市議会であろうが町議であろうが皆、政党結成してやりよるん何ぼでもあるねん。我々は無所属のだけで、会派だけのことであつてな。

○柏木 剛委員長 何か御意見。原口委員。

○原口育大委員 ちょつと事務局に聞きたいんですけど。要するに政党を結成する届けというのは、どこへするわけですか。

だから今、市議会の議会のルールをいろいろやる中では、会派というたら議会の中の議員の団体やと思うんで、政党というときは、届け出先がやっぱり違うと思うんですよ。市の選管に出すというのかどうか知りませんが。市の議会に出すものではないと思うんで、ちょつと政党と会派は全く別次元の問題でないかなと。共産党さんなりが、何人かおって市議団という形で会派結成を市議会の中でされとるということやと思うので、僕もこれが必要かどうか言われると、どっちでもええ気がするんですけど、久米委員言われた、今、会派制でやつとる中で会派規程しかないとなれば、ここであつておけば確かに存在がはっきりするのかなという気はします。

○柏木 剛委員長 委員会条例ではあつたですか、会派。会派規程はあるな手続と。

出て来ない。来ないね。会派は2人以上できるとか、手続はこんな様式でというのは、

会派規程やな。会派ができるということについては、どこにもないというのは確かかな。

これはね、私はどっちかというと、この会派というのこの3項だと思うんですよ。実は、多分会派ができるということと同時に、やっぱり政策立案とか政策提言するために、やっぱり会派が必要であるということ、必要であるというか、そういうことのために会派があるんだということを、何か言いたいのはどっちかポイントかなという気もちょっとするんですけどね。会派のそもそもの意図、趣旨というのは、何かそれをうたってるのはここではないのかもわからんなという気がちょっとするんですけどね。

原口委員。

○原口育大委員      会津若松今度行くところが一番わかりやすいかなと思うんですが、ここは会派結成しなければならないに、近いとこなんですけど、だからうちはつくることができる。その会派を設けるというのは、やはり合議するというか合議形成のための、そういうのを促進するために、会派間で調整というようなことが念頭にあってやってると思います。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      これ今、南あわじ市は会派制というのは、どこかにそのバックボーンあるねんな。

会派規程があるから、けどこれは、議会の中で会派制をとらないというようにしようと思たらこれ当然できるわけやの。当然できるわけやの。当然できるわけ。そやから、今たまたま会派制をとっておると。都合によっては会派制を取り入れなくてもいいというような状況の中で、会派をこのあえて基本条例の中に組み入れとかんといかんのかなと思うんよの。基本条例の中に組み入れた場合、必ず会派制をとらなくてはならないということになってけえへんか。

そやさかい、そやからな、結成することができるだったら、しないでも構わんわけやの。結成することができるというようなことは、あえてそしたら議会基本条例の中に組み入れとかんなんですかということ言うでの。こういうこともできますよということ、議会基本条例に組み入れとかんなんのかということやの。

そういうことを言いよんねん。

○柏木 剛委員長      ちょっとここに入るの、私も実は違和感がちょっとあるのは事実なんです。

印部委員。

○印部久信委員      これを入れとかんと、会派制がとれらんや言うんなら、入れとかんといかんと思う。けど、会派制であろうが、フリーであろうがどちらでも構わん状況において、議会基本条例の中に入れとかんなんもんかということやの。

○柏木 剛委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      印部委員の考えに近いんですけどね。何かこのほんまこれがないとできないというような印象というのか、これ書かなくても基本条例そのものの、一番理念的なものは出てる。出てればいいという、ずっとそういう一環した立場なんで、一番大事なところはやはり、その合議制であったり、二元代表であったりというような。あるいは公開制、透明性というような、こういうところが中心になるので、中心部分がよりわかりやすくしておくことが、大事でないかと。会派制というのはその周辺部分かなという感じがちょっとしてるんで、ということなんですけどね。

○柏木 剛委員長      森上委員。

○森上祐治委員      私も別になくてもどうってことないと思うんですが、ただ今の、南あわじ市議会初め、全国的な最近のその議会報告見てたら、例えば合併前も戦後ずっと三原郡も議会ありましたよね。南淡町議会、三原町議会、あの辺はその会派制というのはなかったと思うんですよ。ところが最近はそれやっと、一つの現在の議会の特徴の一つであるし、私の周りの近所の兄ちゃんらと話ししよっても、会派というのは意外とわかってない。町の会派の会あるねん言うたら、会派というのは何という話をよう聞くんやけども、そういう市民に対する議会の今の議会の活動の基本的な動きの一つとして、出しておくというぐらいの意味合いかなとわしも思うねん。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      そしたらね、今、南あわじ市の中で会派制をとってると。20人すべて会派に入ってますか言うねん。フリーの人もおるわな。会派制をとっていてもフリーでやりよる人もおるわけ。現実には。そこにあえて基本条例に会派制を結成することができるという1条を入れておく必要があるんかということや。これを入れとかんと会派制ができませんよ、言うんならそら入れといたらええねん。それで会派に入ろうが、会は結成しようがそれは自由よ、と思うねんけどね。こういう解釈でどないでもいいけるんでないんかということになったら、これ憲法違うわけや。法律の中のもんで、一段下の。基本条例というのは法律部でも上位、憲法みたいなものやから、あえてその法律的なものとか、細則で

やるやつは、基本条例入れとかな構わんと、大きな柱をやりよんねんから。後は運用細則でええんやと。と思うねんけどもの。

○柏木 剛委員長            どうでしょうか。森上委員。

○森上祐治委員           印部委員のおっしゃるとおりでもあるんやけども。先ほど私申し上げたように、最近の今のその議会の動きからしたら、会派制というのは南あわじ市議会の、議会活動の大きな流れの柱の一つやと思うんですよ。そういう特徴の一つ。そういうことからしたら、入れておいてもええんかなという思いが。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           そないなってきた場合、結成することができるやさかいどないでもええねんけど、おれはもう会派なしで一匹オオカミでいくんやという人もおるねんから。それでこれを、基本条例に入れないでもできるねから、何の抵抗もなしに。あえてその基本条例に入れる必要がないと思う。こんなものはもうほとんど運用細則でいけるんやさかい。と思うねんけどの。

○柏木 剛委員長           今の何かこれに、ほかにどうでしょうか。

何でここにあるのかなと。これすべてあるんですよ。ほとんどすべてあるんですよ。だから何であるのかなということ私も今考えてるとこなんですけどね。そうですね。何であるのかなという気がまだちょっとしとるんです。

どうですか、全体としては。要らないんだったらもう、私はもう御意見あれしますんで。

わかりました。じゃもうこの件は、任せてください。次回までにはこれ結論だします。副委員長と相談して。あってもよし、なかってもよしということですね。わかりました。次回までの宿題にさせてください。

(不規則発言多数)

○柏木 剛委員長           結論出しましょか。

わかりました。そしたらもうそのままでよしと。よしでいいですか。

ありがとうございます。じゃそういうことで。

この件の条例については、まだまだ延々とありますので、一たんここで区切りまして、また次回以降ということでしたいと思います。

3つ目の話。4月の視察の件について、ちょっと資料をつくっていますのでちょっとご

らんいただきまして。

ありがとうございました。大分進展しました。

それじゃ、3つ目の意見で、お手元にお配りした資料としては、まず一つは行程表があります。これは前も、もう既にお配りしてるんですけども、何かこの中で気になることがありましたら、ちょっと言ってもらって、こういう行程でちょっと朝早い出発とかなりますけども。特にここはこうだというようなことがあれば。

じゃ、ちょっとこう次おいときまして、きょうの議題としては、視察の調査事項という紙を2つ、2枚つけてます。流山市とそれから会津若松市の資料つけてます。

それでちょっと流山市視察の質問事項ということで、これを先方にほうに出す必要があるんですけども。何かちょっと御意見とかございましたらと思って、きょうの場お聞きしたいと思うんです。

流山市は私もいろいろ調べたりしたんですけども、もちろん基本条例はつくってます。今、南あわじ市のちょっとフェーズというのは、今まさに今議会の基本条例をつくりつつあるところなんで、どちらかと言いますと、それまでに、1番というのは議会の基本条例を制定したけども、その中で特に反対とか慎重意見のあったのはどの辺ですかということをお聞きしたいと。条項の中でですね。

2つ目は、基本条例の素案の作成した後、上程までのプロセスということで、市民からの意見聴取はどんなふうな広報を公布しましたか。執行部との確認調整はどんなふうに行いましたか。議員協議会等の議会内の調整はどんなふうに行いましたかということをお聞きしようかなと。上程するまでのプロセスをお聞きしようかと。ちょうど我々が今そういうタイミングになっているんで。

それと3つ目が、流山市については、基本条例を制定した後の実践とフォローアップについてということで、実践したときに困難が生じた条項について。2番、議会報告会について。3番、制定によって生まれた効果、この辺をお聞きしたいなと。

それからもう一つは、流山市には議会活性化推進特別委員会というのがありまして、そこでいろいろこれは基本条例制定後の動きかと思うんですが、いろいろそういう特別委員会の動きがあるということで、相当活発にやっているということがホームページの中でわかりました。その辺の動き方、どんな動きを具体的にやっているのかということをお聞きしたいと。もう一つは、5番ですけどICT推進基本計画というのを流山市はつくってまして、いろいろの面で非常に先進的な情報技術を使った先進的な取り組みをやっているようです。そのあたりにつきまして、例えばスマートフォンを全議員に配付その積極的な活用を図っているとか。電子決裁システムをやっているとか。あるいはプレゼンテーションツールを整備したり、プリンターとかスキャナーを各会派に配置したりとか、いろいろなことをやっているようです。

それで、特にその辺は非常に参考になるのかなと思いますので、よく勉強してから流山

市にはお聞きしたいなというふうに思ってます。

会津若松市のほうにつきましては、これはもう本当に改革の先進事例ということですので、大体議会基本条例を策定するにあたっての、素案作成後のプロセスとそれから制定後のフォローアップということで、この辺を中心にお聞きしようかなと思ってます。

何かほかにこの辺をお聞きすればいいかというのがあれば、質問と言いますか、調査事項として挙げて議長から出してもらおうと思ってます。

印部委員。

○印部久信委員      これ委員長。このわしは、地図的にようわからんねけど、会津若松市というのはこのたびの原発やいうことの風評被害はもう全く関係なし。あの辺は。

○柏木 剛委員長      どうでしょうね。郡山は若干あると思いますけど。  
印部委員。

○印部久信委員      市の議会、市役所とか市民の生活活動も全く関係なし。

○柏木 剛委員長      それは、ないと思うんです。福島県は、福島県ですからね。多少そういうところはあるかとは思いますが。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員      一つだけですけどね、今、基本条例制定したと、議会に身近になってきたと。

市民の身近になってきたと。それで選挙の投票率はどうだったかとかね。そういうふうなこう住民の参加方がどう変化してきたかいう、効果の問題の中の一つに、そういう政治参加の問題なんかちょっと聞かせて、会津若松なんかでね。先進地ということであれば。そういう部分で何か顕著なものがあるのかないのか。

○柏木 剛委員長      政治参加の、住民の政治参加の変化はあったかどうか。効果の中にね。ともかくとしてこんな項目を、お聞きしようかなというふうに。これはお聞きしたいところです。効果については。

よろしいでしょうか。それとこれはもう終わります。

これで閉会します。

(閉会 午後 2時48分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 24 年 3 月 27 日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏 木 剛